

大規模地震による被害を  
最小限にする県土づくりを目指して

# 第2次みやぎ震災対策アクションプラン

平成21年3月



宮 城 県

## 策定にあたって

平成21年1月に公表された国の地震調査委員会の長期評価によれば、宮城県沖地震の発生確率は、30年以内では99%と極めて高くなっています。また、平成15年7月には宮城県北部連続地震、平成20年6月には岩手・宮城内陸地震が発生するなど、内陸直下型の大規模地震も頻発しております。このように、本県では、どの場所であっても大規模地震が発生する可能性があることから、被害を最小限にとどめるための地震防災対策を県政の重要課題として、継続的に推進することが求められています。

このため、県では、平成15年に発生した宮城県北部連続地震を契機に、県の震災対策を取りまとめた「みやぎ震災対策アクションプラン」(平成15～19年度)を策定し、震災対策に関する施策を体系化し、震災対策事業を効果的に推進してまいりました。

また、昨年10月には、宮城県沖地震発生から30年という節目の年を迎えて、県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更に高めるため、「震災対策推進条例」を制定(施行は平成21年4月1日)しました。この条例は、県や地域住民、事業者等の果たす役割や、市町村との連携、さらには、今後県がハード事業やソフト事業を実施する上での拠り所となるものであります。

これらの状況を踏まえ、県では、震災対策推進条例に基づく具体的な施策を体系化し、効果的な震災対策を強力に進めていくため、4つの施策目標と8の施策の柱、そして38の施策項目より構成された「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」(平成21～24年度)を新たに策定しました。

今後、本プランの基本理念である「宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする県土づくり」の実現に向けて、引き続き震災対策を積極的に推進してまいります。

しかしながら、大規模地震による被害を最小限にとどめるためには、行政が取り組む震災対策だけでは限界があり、日頃から地域住民、事業者、行政等が連携し、県民総ぐるみで震災対策を推進することが不可欠であります。県民の皆様におかれましても、地域における「共助」、住民自らが自己を守る「自助」の考え方に基づく行動を実践していただき、地震に立ち向かう一翼を担っていただきますよう、お願い申し上げます。

平成21年3月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 第2次みやぎ震災対策アクションプラン目次

### 1. 第2次みやぎ震災対策アクションプラン作成の背景

- (1) 切迫する大規模地震…………… 1
- (2) 第3次宮城県地震被害想定調査の実施…………… 1
- (3) 第2次みやぎ震災対策アクションプランの必要性…………… 3

### 2. 第2次みやぎ震災対策アクションプランの概要

- (1) 第2次みやぎ震災対策アクションプランの位置づけ…………… 4
- (2) 計画期間…………… 4
- (3) アクションプランの特色…………… 4
- (4) 施策体系の概要…………… 5
- (5) 施策目標と施策の柱…………… 6
- (6) 施策体系の一覧…………… 7

### 3. アクションプランの施策内容

- (1) 地域の防災力向上に向けて…………… 8
- (2) 地震に強いまちづくりの推進…………… 21
- (3) 災害応急対策の推進…………… 27
- (4) 災害後の復旧・復興対策の推進…………… 37

### 参考資料

- 資料1 平成20年度震災対策事業実績一覧表
- 資料2 過去の大規模地震と津波の発生状況
- 資料3 国（地震調査委員会）の長期評価の概要
- 資料4 宮城県沖地震の長期評価
- 資料5 震災対策推進条例

# 1. 第2次みやぎ震災対策アクションプラン作成の背景

## (1) 切迫する大規模地震

地震大国と言われる我が国においても、日本海溝・千島海溝周辺に位置する宮城県は、特に地震の多発する地域であり、防災対策を講じる上で、地震対策は切り離せない関係にあります。

とりわけ、再来が懸念される宮城県沖地震は、およそ37年という短い間隔で発生するマグニチュード（以下「M」）7クラスの海溝型地震で、前回の昭和53年6月の発生からは既に30年が経過しています。

平成21年1月に公表された国の地震調査委員会の長期評価では、宮城県沖地震の発生確率が、今後10年以内で70%以上、20年以内で90%程度以上、30年以内では99%と極めて高くなっています。

また、平成15年7月には宮城県北部連続地震、平成20年6月には岩手・宮城内陸地震と直下型の大規模地震が発生するなど、本県では、発生する箇所を特定しにくい内陸直下型の大規模地震も頻発しております。さらに、国の地震調査委員会では取り上げられている長町－利府線断層帯も、仙台市街を中心に北東から南西に延びています。従って、本県では、海溝型、内陸直下型といった地震のタイプに関わらず、日々、どのような場所であっても大規模地震が発生し、深刻な被害を受ける可能性があると言えます。

## (2) 第3次宮城県地震被害想定調査の実施

本県では、第3次宮城県地震被害想定調査（平成14年7月～平成16年3月）を実施し、宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型）、長町利府断層地震の3つの地震について、震度分布、人的被害、物的被害を算出しています。（表－1、図－1 参照）

表－1 地震被害想定調査結果の概要

項目		想定地震			
		①宮城県沖地震(単独)	②宮城県沖地震(連動)	③長町－利府線断層帯の地震	
モーメント・マグニチュード (Mw)		7.6	8.0	7.1	
主な 想定 被害 の 結果	建築物	全壊・大破棟数	5,496棟	7,595棟	15,251棟
		半壊・中破棟数	38,701棟	50,896棟	40,537棟
	火災	炎上出火数	122棟	158棟	199棟
		うち 延焼出火数	71棟	95棟	119棟
		焼失棟数	2,482棟	2,874棟	4,509棟
	人的	死者数	96人	164人	620人
		負傷者数	4,014人	6,170人	11,003人
		うち 重傷者数	468人	658人	983人
		要救出者数	366人	663人	5,038人
		短期避難者数	90,335人	122,174人	173,239人
うち 長期避難者数	13,010人	16,669人	41,066人		

(注) 被害の数字は冬の夕方（18時頃）に地震が発生し、風向が西北西、風速が6 m/秒のケースです



この調査結果によれば、宮城県沖地震では、震源に近い県北東部を中心に震度6以上の、また、長町-利府線断層帯の地震では、仙台市中心部で震度7以上の激しい揺れが発生することが想定され、宮城県沖地震（連動型）で、死者164人（津波被害除く）、長町-利府線断層帯の地震で620人と深刻な被害が想定されています。

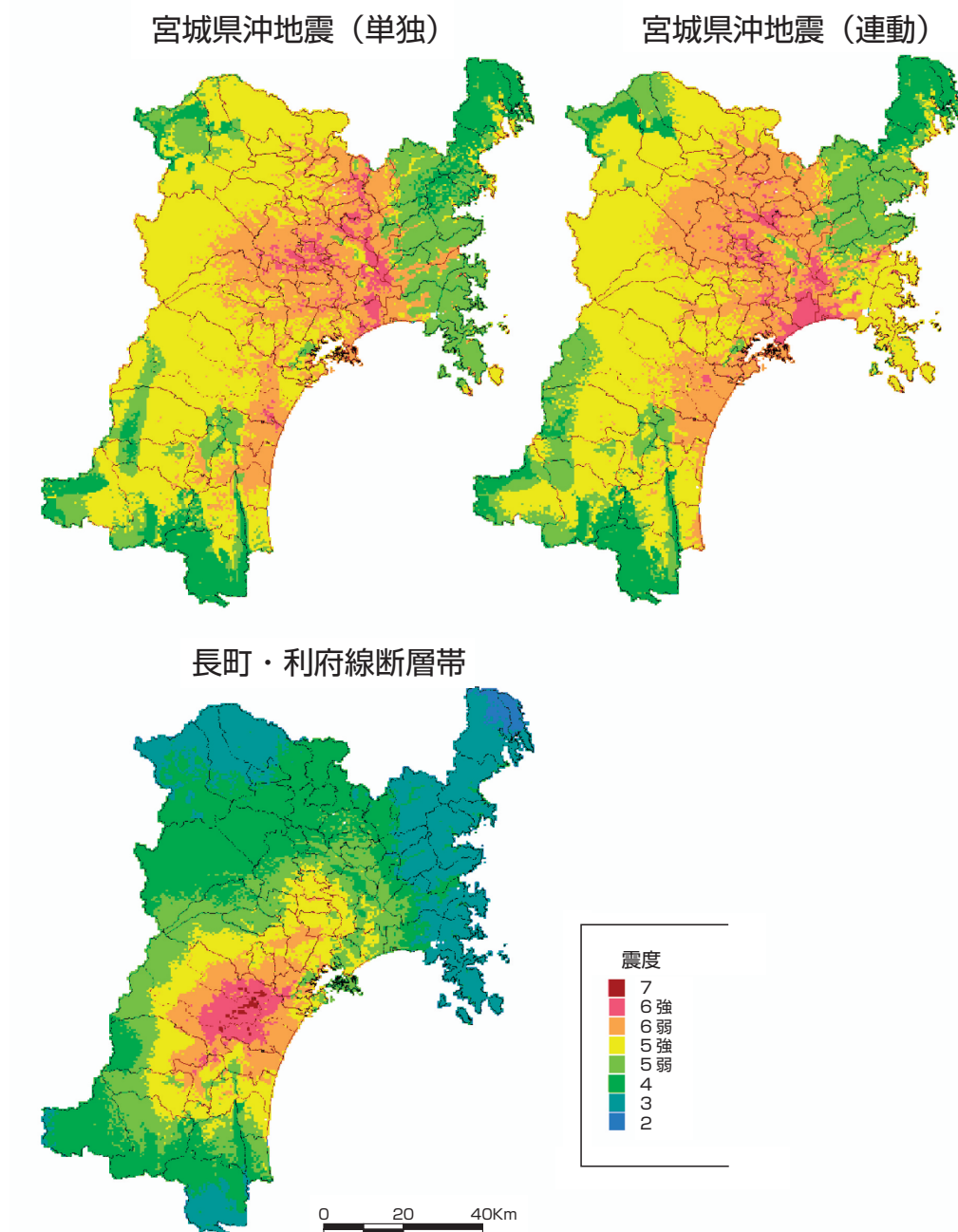


図-1 第3次宮城県地震被害想定調査 震度分図

### (3) 第2次みやぎ震災対策アクションプランの必要性

県では、平成15年に発生した宮城県北部連続地震を契機に「第1次みやぎ震災対策アクションプラン」(平成15～19年度)を策定し、地震防災に関する施策を体系化することで震災対策事業を効果的に推進してきました。

地震対策は、県政の重要課題のひとつであり、震災対策事業を継続して着実に推進していくことが必要であることから、以下のような状況の変化に対応した新たなアクションプランを、施策体系の再構築により策定し、地震対策を強力に進めていきます。

#### ① 第1次震災対策アクションプラン策定以降の県の防災計画

平成16年には、宮城県の震災対策の基本方針である「宮城県地域防災計画(震災対策編)」を策定し、国や県、市町村及び指定地方行政機関等が震災に関して果たすべき役割や処理すべき業務の概要を定めました。

また、平成18年には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「宮城県地域防災計画(日本海溝特措法編)」を策定するとともに、地震防災施設といったハード面に関する緊急整備を推進するため、「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」(平成18～22年度)を策定しました。

#### ② みやぎ発展税を活用した地震対策の強化

県では、富県宮城の実現に向け、みやぎ発展税を活用した幅広い事業に取り組んでおりますが、地震対策の強化も重要なものとして位置づけ、耐震化事業や人材の育成等を通じた防災体制整備の加速化を図っています。

#### ③ 「震災対策推進条例」の制定

県では、震災対策を計画的に進めてきましたが、厳しい社会情勢、財政状況のもとでは、ハード整備重視の震災対策を推進するには限界があります。そこで県では、平成20年10月に、地域住民、事業者、行政等が日頃から連携し、一体となって大規模地震に立ち向かう機運を高めるため、「震災対策推進条例」を制定(施行は平成21年4月1日)し、ソフト対策まで含めた県民総ぐるみによる震災対策のさらなる充実を図ることとしました。

#### ④ 国の減災目標設定の動き

国では、今後10年間に達成すべき定量的な減災目標と、その具体的実現方法等を定めた「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」を平成20年12月に策定し、地震による死者を4～5割軽減させることを減災目標に掲げました。

県の減災目標については、第3次プランへの反映を目指します。

## 2. 第2次みやぎ震災対策アクションプランの概要

### (1) 第2次みやぎ震災対策アクションプランの位置づけ

宮城県では、平成19年に将来の宮城のあるべき姿や目標を県民の皆様と共有し、その着実な実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにするため「宮城の将来ビジョン」を策定しました。

今回策定する「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」(以下、アクションプランという)は、宮城県の県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」の重点テーマを基に、災害対策基本法に基づき県が策定した「宮城県地域防災計画」や県民が一体となって震災対策を推進するために県が制定した「震災対策推進条例」の実効性を確保し、減災に向けた施策を具体的に体系化した行動計画と位置づけています。(図-2)

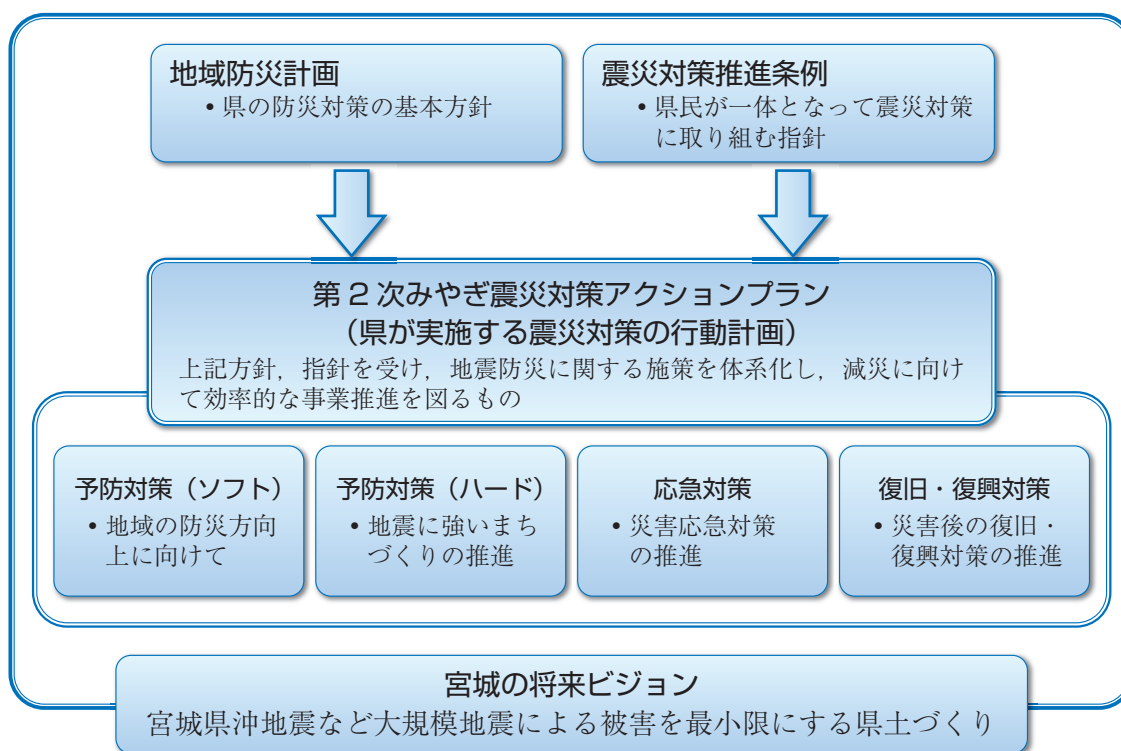


図-2 アクションプランの位置づけ

### (2) 計画期間

アクションプランの計画期間は平成21年～24年度の4か年とします。

### (3) アクションプランの特色

「宮城の将来ビジョン」は、宮城県が10年後に目指す3つの基本方向が示されていますが、そのうち、重点テーマの1つである「宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」を実現するため、以下の視点から内容を見直し、新たな特色を持ったプランとしています。

① 事業への数値目標の設定

減災の達成に向けて、可能なものについては事業毎の数値目標を設定して推進していきます。

② 宮城の将来ビジョンとの整合

アクションプランの基本理念を、宮城の将来ビジョンの重点テーマの1つである「宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする県土づくり」と一致させ、両者の整合性を図っています。

③ 条例や防災計画と対応した施策体系

アクションプランの施策体系は、県の震災対策推進条例や地域防災計画の構成に合わせて災害予防対策，災害応急対策，災害復旧・復興対策の3段階としました。災害予防対策については、活動項目の目的を明確にするため、ソフト対策（地域の防災力向上）とハード整備（地震に強いまちづくり）とに分け、従前のアクションプランでは3つであった施策目標を4つに変更しました。

④ 重点的取り組み

アクションプランの施策の柱のうち、ソフト対策面では「防災意識の高揚」を、ハード整備面においては、「耐震化の推進」を重点取り組みとして掲げ、みやぎ発展税等を活用して、集中的に施策の加速化を図ります。

⑤ 推進方策

平成21年～24年度の計画期間中において、実効性を担保するため、アクションプランに掲げた活動項目に関する進捗状況の把握を毎年行うこととします。

(4) 施策体系の概要

アクションプランは、「宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする県土づくり」の基本理念のもと、4つの施策目標，8の施策の柱，38の施策項目より構成します。

(図-3)

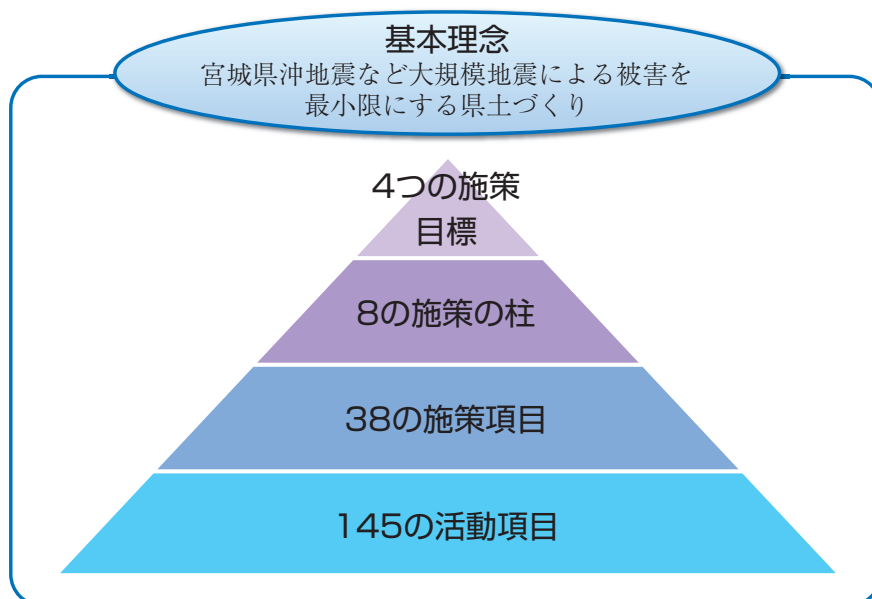


図-3 施策体系のイメージ

## (5) 施策目標と施策の柱

宮城県沖地震を始めとする大規模地震に伴う被害を最小限にするために、アクションプランは、県地域防災計画や県耐震改修促進計画をはじめとする各施策との整合性を図りながら、より実効性を確保した実施計画となっています。

基本理念では、県の政策運営の理念である「宮城の将来ビジョン」で掲げられている施策推進に関する基本的な方向性を示しています。

続いて、県の基本方針を具体的に施策化するため、県民が一体となって震災対策に取り組むために策定した震災対策推進条例の構成との整合性を図りつつ、4つの施策目標を定めています。

さらに、4つの施策目標を効率的に実施するため、8つの施策の柱を設け、それぞれの施策の柱の下に施策項目を設定し、施策目標を達成するための活動項目を定めています。

(図-4)

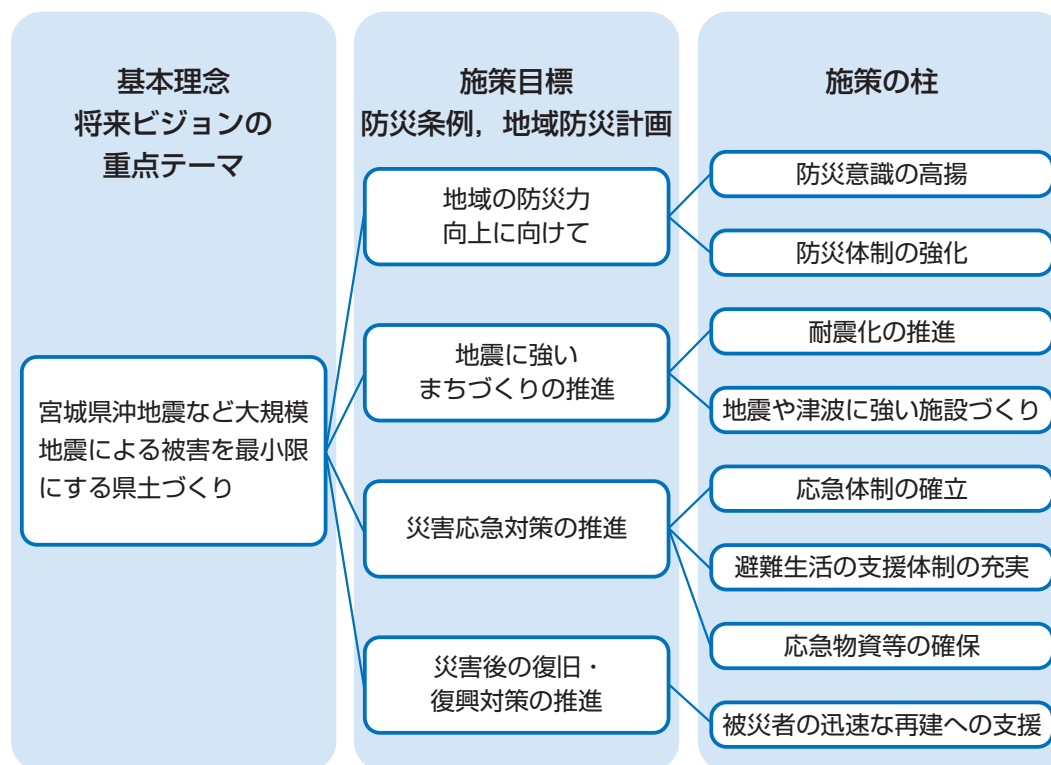


図-4 施策の構成



(6) 施策体系の一覧

第2次みやぎ震災対策アクションプラン (H21～H24)				
基本理念	施策目標	施策の柱	施策項目	活動項目数
宮城県 沖地震など 大規模地震 による被害を 最小限にする 県土づくり	地域の防災力向上に向けて	I 防災意識の高揚	1. 県民への意識啓発	3
			2. IT等を活用した防災情報の提供	3
			3. 学校における防災教育の推進	3
			4. 自主防災組織の充実強化	1
			5. 企業防災の推進	4
			6. 防災訓練の充実・強化	4
		II 防災体制の強化	7. 地震防災対策推進体制の整備	4
			8. 初動態勢の強化	6
			9. 消防体制の充実強化	5
			10. 防災関係機関との連携	4
			11. 市町村との連携・支援	3
			12. 広域的な連携	4
			13. 地震に関する調査研究の実施	3
			14. 災害時要援護者支援の推進	3
			15. 防災に関する人材の育成	5
	地震に強いまちづくりの推進	III 耐震化の推進	16. 民間建築物の耐震化の推進	3
			17. 県有施設等の耐震化の推進	1
			18. 学校施設の耐震化の推進	1
		IV 地震や津波に強い施設づくり	19. 公共建造物の耐震化の推進	7
			20. 防災性の高いまちづくりの推進	2
			21. ライフライン関連施設の整備	4
	災害応急対策の推進	V 応急体制の確立	22. 津波防災施設の整備	5
			23. 情報通信手段の整備	5
			24. 情報収集・伝達体制の整備	6
			25. 職員による支援チームの編成・派遣	3
		VI 避難生活の支援体制の充実	26. 救急・救助体制の整備	5
			27. 避難対策の推進	4
			28. 避難地・避難路の整備確保	3
			29. 避難所運営・避難体制の整備	2
			30. 災害ボランティアの育成・支援	5
			31. 被災者相談窓口の開設	9
			32. 被災者保健福祉対策の推進	3
		VII 応急物資等の確保	33. 応急給水体制の確立	2
			34. 食料・生活必需品等の確保	6
			35. 緊急輸送体制の整備	3
		災害後の復旧・復興対策の推進	VIII 被災者の迅速な再建への支援	36. 被災者の生活支援・住宅確保
	37. その他（災害救助基金・事務に関する事業）			1
	38. 震災廃棄物対策の推進			2
			合計	145

### 3. アクションプランの施策内容

## 目標1 地域の防災力向上に向けて

### I 地域の防災力向上に向けて

#### 1 県民への意識啓発

災害に対する防災力を高めるためには、県民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えについて心がけるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、災害が発生した場合に、適切な判断に基づき、迅速な行動が取れるようにすることが大切です。

県では、家庭内での備蓄や家具の転倒防止対策を促進するとともに、地震や津波発生時にとるべき行動などの基礎知識を身につけていただくため、県民防災講座や、宮城県防災指導員の養成、シンポジウムの開催など、防災知識の普及に向け、様々な方法で県民への意識啓発を行います。

活動項目	担当課・室
1 県民防災講座の実施 出前講座を実施し、防災意識の醸成と普及・啓発を図ります。 ○講座開催回数 130回（平成20年度末 92回）	危機対策課
2 動物の飼い主に対する防災意識・対策の啓蒙啓発事業の実施 <b>【新規】</b> 県内で開催される動物愛護行事等において、愛護動物をテーマとした防災対策講座（展示）を実施し、飼い主の防災意識の向上を図ります。 ○防災講座開催数 年間5回	食と暮らしの安全推進課

（注1） ○ 以下は平成24年度末までの累計目標、又は年目標を示しております。  
（ ）内は、平成20年度末時点の数値を記載しています

（注2） **【発展】**：発展税対象事業 10項目  
**【将ビ】**：宮城の将来ビジョン対象事業 31項目  
**【新規】**：前アクションプラン未記載事業 30項目  
**【数値】**：本アクションプランでの数値目標設定事業 3項目



活動項目	担当課・室
3 津波防災月間の創設による防災意識の啓発 <b>【将ビ】【新規】</b> 毎年5月を「みやぎ津波防災月間」と定め、シンポジウムや津波防災ウォッチング、防災訓練への参加等様々な活動を通した防災意識の普及・啓発を図ります。 ○シンポジウムの開催 年間1回	防災砂防課

## 2 IT等を活用した防災情報の提供

地域の防災力を高めるためには、行政、地域、住民が防災情報を共有することが重要です。

そのため、インターネットを活用したホームページやブログによる防災情報の提供に取り組めます。また、緊急地震速報を発信することにより、県有施設利用者への地震の被害軽減を図ります。

活動項目	担当課・室
4 ホームページによる防災情報の発信（平時） 県ホームページ上に、地震に係る調査結果や震災対策に係る関連情報を適宜掲載し、県民の防災意識の向上を図ります。	危機対策課
5 ブログによる防災情報の発信（平時） <b>【新規】</b> 防災に関するミニ知識や訓練、セミナー等の情報をブログ（防災・危機管理ブログ）に適宜掲載し、県民の防災意識の向上を図ります。 ○情報発信回数 年間100回程度	危機対策課
6 県有施設への緊急地震速報の導入 <b>【発展】【新規】</b> 県庁、合同庁舎、その他県有施設へ緊急地震速報を導入し、大規模地震発生時、緊急地震速報を館内に放送することにより、施設利用者の被害軽減を図ります。 ○導入施設 20箇所程度（平成20年度末 1箇所）	危機対策課

### 3 学校における防災教育の推進

学校教育のそれぞれの段階に応じて、地震に関する正しい知識と地震発生時の適切な行動について理解することは、児童・生徒のみならず、家庭や地域社会の防災力の向上に、そのまま直結します。そのため、県では、防災教育基本指針を作成し、学校における防災教育を促進します。

活動項目	担当課・室
7 学校教育における地震防災対策の実施 宮城県建築物等地震対策推進協議会ホームページ等を活用した耐震化普及啓発活動を行うとともに、中学校・高等学校を対象とした木造住宅等の耐震化に関する地震防災教育を実施します。 ○中学・高校生を対象とした防災教育講習会の開催 年間10回程度	建築宅地課
8 防災教育推進事業の実施 <b>【将ビ】</b> 県内の小・中・高等学校（特別支援学校含む）の防災教育担当者を対象に、防災訓練の実施方法等に関する研修会を開催し、学校での教育活動における防災教育の充実を図ります。 ○防災教育指導者研修会受講者数 1,700名（平成20年度末1,019名）	スポーツ健康課
9 防災教育基本指針による児童生徒の防災対応能力の養成 <b>【将ビ】【新規】</b> 学校における防災教育の充実を図るため、発達段階に応じた系統的な指導カリキュラムを整備するとともに、防災教育基本指針を作成し、児童生徒自らの防災対応能力を養成します。 ○防災教育基本指針（平成20年度作成）による児童生徒の防災対応能力の養成	スポーツ健康課

### 4 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。

自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、災害に対する正しい知識と防災活動の技術を習得した実践的な防災リーダーの存在が不可欠です。

県では、自主防災の気運を醸成するとともに、宮城県防災指導員を養成するため講習会を開催し、そのネットワーク化を推進します。

活動項目	担当課・室
10 宮城県防災指導員の養成（地域防災コース） <b>【発展】【将ビ】【新規】【数値】</b> 災害対策に関する基礎的な知識や必要な技能の習得を目的とした講習会を開催し、地域における防災活動の要となる人材を養成します。 ○研修受講者（企業防災コースと合わせて） 累計5,000人以上 （平成20年度末 累計 770人）	危機対策課

## 5 企業防災の推進

企業が行う防災活動には、従業員や顧客の安全確保や、事業活動の維持といった組織の内部における防災活動にとどまるものではなく、経済活動の担い手として、また、社会の一員として、地域防災活動へ参加するなど、積極的な社会貢献も期待されています。

石油や高圧ガス、毒劇物などを取り扱う事業所における防災対策の推進はもちろん、災害時の企業継続の視点からも、企業の防災にかかる人材の養成に努めます。

活動項目	担当課・室
11 宮城県防災指導員（企業防災コース）の養成 <b>【発展】【将ビ】【新規】【数値】</b> 災害対策に関する基礎的な知識や必要な技能の習得を目的とした講習会を開催し、企業等における防災活動の要となる人材を養成します。 ○研修受講者（地域防災コースと合わせて） 累計5,000人以上 （平成20年度末 累計 770人）	危機対策課
12 高圧ガス及び液化石油ガス関連事業所における防災対策の推進 高圧ガス及び液化石油ガス関連事業所を対象にした、講習会を開催し、防災対策の推進を図ります。 ○講習会実施回数 年間12回	消 防 課
13 毒劇物事故防止対策事業の実施 毒劇物営業者や取扱者への立入検査を実施するとともに、講習会を開催し、毒劇物による危害の未然防災を図ります。 ○毒劇物営業者、取扱者への立入検査実施回数 年間600回	薬 務 課
14 中小企業BCP策定の支援 <b>【将ビ】【新規】</b> 災害時の円滑な事業活動の再開を図るため、中小企業におけるBCP策定を支援します。 ○講習会・セミナー受講企業数 累計 1,000社以上 （平成20年度末 819社）	商工経営支援課

## 6 防災訓練の充実・強化

大規模な地震発生時には、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民等が緊密な連携のもと、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があることから、定期的に、総合防災訓練を実施していくことが大切です。

また、県においても、職員の対処能力の向上を目的とした図上訓練など、実践的な防災訓練の実施に取り組みます。

活動項目	担当課・室
<p>15 6.12総合防災訓練及び9.1総合防災訓練の充実・強化            防災関係機関相互の連携協力体制を確立するとともに、災害時の迅速かつ的確な対応能力及び技術の向上を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るため総合防災訓練を実施します。            また、6月12日の「みやぎ県民防災の日」を中心に、各市町村で実施する総合的な防災訓練に関する指導を行います。            ○6.12, 9.1総合防災訓練 毎年実施</p>	危機対策課
<p>16 地震対応図上訓練の実施            宮城県沖地震等大規模地震発生時に迅速・的確に対処できるよう、職員による図上訓練を実施します。            ○図上訓練 毎年実施</p>	危機対策課
<p>17 近隣県との連携確保と広域訓練の実施            防災訓練への職員の相互参加や、合同開催による総合防災訓練を実施するなど、近隣県との連携強化を図ります。            ○総合防災訓練による連携強化 毎年実施</p>	危機対策課
<p>18 県警察災害警備訓練の実施            宮城県沖地震等大規模地震に対して、迅速・的確に対処できるよう、広域緊急援助隊総合訓練等の県警察災害警備訓練を実施します。            ○広域緊急援助隊総合訓練 毎年実施</p>	県警察本部 警備課

## II 防災体制の強化

### 7 地震防災対策推進体制の整備

大規模な地震による災害から県民の生命，身体，財産を守るため，全庁を挙げて地震対策に取り組む体制を整えるとともに，危機・防災部門組織の充実強化を図ります。

また，県，市町村，事業者，県民が一体となって災害に対処するため，それぞれの役割分担を明確化します。

県地域防災計画等の見直しや地震防災緊急事業五箇年計画の着実な進行管理を行うなど，地震対策をより一層充実させ，推進体制の整備を図っていきます。

活動項目	担当課・室
19 県地域防災計画・震災対策編の見直し 現況の地域防災計画に，国の減災目標を踏まえて，震災対策推進条例等と関連づけた計画体系に見直します。 ○地域防災計画・震災対策編の改訂	危機対策課
20 市町村防災部門組織の充実強化の促進 市町村防災担当職員を対象とした研修会等を開催し，災害対応能力の充実・強化を図ります。 ○市町村災害対応職員対象研修会 毎年開催	危機対策課
21 震災対策推進条例の普及 <b>【将ビ】【新規】</b> 宮城県沖地震等の大規模地震へ備えるために，県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を高め，減災に向けた防災体制を強化するための条例を作成し，普及を図ります。 ○震災対策推進条例（平成20年度策定）の普及	危機対策課
22 地震防災緊急事業五箇年計画による震災対策事業の管理 <b>【新規】</b> 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の事業に関する進捗状況の管理を適切に実施するとともに，平成23年度には第4次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し，事業の管理を継続します。 ○事業の進捗率算出 毎年実施 ○第4次地震防災緊急事業五箇年計画 策定	危機対策課

## 8 初動態勢の強化

地震による被害を軽減するためには、大規模地震発生時に、迅速に初動態勢を確立し、的確に応急対策を実施することが必要です。

そのため、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の改善、利便性の向上など災害対策本部の機能強化を図り、大規模災害時に職員が参集する場所の特定や、参集のための連絡手段の確保など、迅速な初動態勢の充実・強化に努めます。また、災害応急対策を円滑に推進するために市町村が行うマニュアル整備を支援します。

活動項目	担当課・室
23 災害対策本部室等の機能強化 県庁危機管理センターの通信設備を強化し、大規模災害発生時に災害対策本部となる県庁講堂の通信環境を整備します。	危機対策課
24 災害対策本部組織編成の見直し 岩手・宮城内陸地震を教訓として、大規模災害発生時において、より迅速・的確な対応が可能となるよう、災害対策本部の組織を見直します。 ○災害対策本部の組織の再編成	危機対策課
25 災害復旧態勢の整備 大規模災害発生時の給水対応について、迅速に局内相互応援態勢を整えられるよう、応急給水手順書に従い操作手順等に関する訓練を定期的実施します。 ○操作手順等に関する訓練 毎年実施	公営事業課
26 大規模災害時の職員の非常配備体制の再構築 岩手・宮城内陸地震の教訓から、より迅速な初動態勢を確保するため、職員非常配備体制の再構築を行い、大規模災害時応急対策マニュアルや大規模災害時応急対策マニュアル（職員ポケット版）の見直しを行います。 ○大規模災害時応急対策マニュアル改訂 ○大規模災害時応急対策マニュアル（職員ポケット版）改訂	危機対策課
27 市町村における初動対応マニュアルの作成支援 各種研修会等を通じ、初動対応マニュアル作成に関する依頼・指導を行います。	危機対策課
28 土木部BCPによる初動態勢の確立 <b>【新規】</b> 大規模災害時における業務の継続のため、土木部BCPを策定するとともに、必要な施策を推進します。 ○土木部BCPの作成	防災砂防課



## 9 消防体制の充実強化

消防団は、消防の常備化が進展している今日においても、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしています。近年の災害の複雑多様化、大規模化等に対応するため、その一層の充実強化が求められています。

そのため、消防団の充実強化、施設設備の高度化や団員の教育訓練の充実などの取り組みを支援していきます。

活動項目	担当課・室
29 消防学校における団員教育訓練の充実 新任の消防団員に対する基礎的な教育訓練や特定の分野に関する専門的な教育訓練を実施します。 ○訓練者数 年間60人	消 防 課
30 消防団員に対する実践的な訓練や職階別に対応した訓練の実施 多様な災害に対応できる知識、技能の習得のほか、消防団員の幹部として必要な教育訓練を実施します。 ○訓練者数 年間60人	消 防 課
31 消防団の設備施設の強化 消防団が活動しやすい環境づくりのため、小型ポンプ積載車や、災害防御用資材などの整備を推進します。	消 防 課
32 消防施設の整備 耐震性貯水槽の設置や消防ポンプ自動車の配備など市町村・消防本部における消防施設等の整備を促進します。	消 防 課
33 消防広域化の促進 <b>【将ビ】【新規】</b> 市町村の消防の効率化と基盤強化を図るため、宮城県消防広域化推進計画に基づき、消防広域化の推進を支援します。また、消防救急無線デジタル化の推進を支援します。	消 防 課



## 10 防災関係機関との連携

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関相互の連携が不可欠です。そのため、平常時から、定期的な訓練に加え、連絡会議などを開催し、密接な協力体制の確立をめざします。

特に、水道事業者など県民生活の基礎となるライフライン関係機関や防災上重要な役割を担う消防、警察、自衛隊、仙台管区气象台等については、連携の強化を図ります。

活動項目	担当課・室
34 ヘリコプター運用調整会議の開催 ヘリコプター災害対策活動計画、ヘリコプター安全運航確保計画を策定するため、ヘリコプターの運用、調整に関する会議を開催します。 ○調整会議 年間1回開催	消 防 課
35 消防・警察・自衛隊・气象台等防災関係機関との連携強化 的確な災害対策を行うためには、防災関係機関との協力が重要であることから、各種訓練等を開催し、防災関係機関との連携を強化します。 ○各機関が参加する訓練の実施 年間1回開催	危機対策課
36 応急給水等応援活動の連携強化 応急給水等応援活動の調整を行う日本水道協会宮城県支部と定期的な連絡調整会議を開催します。 ○連絡会議 年間1回開催	食と暮らしの安全推進課
37 防災関係機関連携事業の実施 日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき密接な連携を図ります。	公営事業課

## 11 市町村との連携・支援

県は、市町村が所管する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、その総合調整を行う責務を有しています。そのため、市町村の防災に関する責務が十分に果たされるよう市町村の危機管理態勢の整備や地域防災計画の修正に対し、必要な支援を行います。

活動項目	担当課・室
38 市町村地域防災計画の修正促進 市町村の地域防災計画の修正に関する指導・助言を行います。また、市町村の危機管理態勢の充実強化が図られるよう指示・助言を行います。 ○更新指導市町村 10市町村	危機対策課
39 図上訓練による他機関との連携の確認 大規模地震の発生を想定した図上訓練に市町村の参加を要請するなど、災害発生時に備え、関係機関との連携を強化します。 ○訓練の開催 年間1回	危機対策課
40 市町村に対する災害救助法等災害関連法令などの研修の実施 大規模災害に備えて、県内全市町村の災害救助法担当者を参集し、救助事務説明会を開催します。 ○研修の開催 年間1回	保健福祉総務課

## 12 広域的な連携

大規模地震が発生した場合、広範囲かつ同時多発的な被害の発生が見込まれることから、他都道府県や関係機関、被災地域外からの支援が不可欠です。そのため、県では、日頃から北海道・東北8道県相互応援に関する協定等に基づく広域的な連携を図り、県内外からの応援を円滑に受け入れる体制づくりを進めます。

活動項目	担当課・室
41 北海道・東北8道県の相互応援体制の強化 大規模地震に備えるため、北海道・東北8道県で担当者会議を開催するなど、平時から情報交換を行い、広域的な連携を図ります。 ○担当者会議の開催 年間1回	危機対策課
42 北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の連携強化 <b>【新規】</b> 北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の合同訓練を行い、連携の強化を図ります。 ○訓練開催 年間1回	消防課
43 被災者建築物等応急危険度判定支援体制の充実強化 全国連絡訓練への参加及び県内連絡訓練を実施します。 ○訓練への参加 年間1回	建築宅地課
44 警察広域緊急援助隊の効果的な運用 大規模地震発生時に、都道府県の枠を超えて出動し、被災者の救助、緊急交通路の確保等災害対応に関する業務に従事します。	県警察本部 警備課

## 13 地震に関する調査研究の実施

宮城県沖地震で想定される地震動、液状化、火災、津波浸水被害などによる人的被害、ライフラインや交通施設などに対する被害想定調査を行い、震災対策事業の減災効果を確認し、地震防災対策の計画的・効果的な推進に役立てます。

また、津波対策においては、観測警報体制の充実・強化を図るなど地震・津波に関する科学技術の振興を反映させながら、大規模地震対策の推進を図ります。

さらに、科学技術の進展に伴う地震防災に関する最新の知識や情報の普及を図るため、大学・研究機関との連携等に努めます。

活動項目	担当課・室
<p>45 第4次宮城県地震被害想定調査の実施 <b>【新規】</b> 宮城県沖地震をはじめ、本県に大規模な被害を与える地震の発生により想定される被害（揺れによる被害、津波被害、経済的被害）に関する調査を実施します。 ○第4次宮城県地震被害想定調査の実施</p>	危機対策課
<p>46 宮城県沖地震対策研究協議会活動の促進 地域における地震防災対策のあり方を検討するとともに、産官学連携に基づく協議会の特色を生かした震災技術展や市民フォーラム、定例シンポジウム等を開催し、防災に関する研究成果の普及活動を行います。 ○シンポジウム、フォーラム等の開催 年間1回以上</p>	危機対策課
<p>47 東北大学防災科学研究拠点グループとの連携 <b>【新規】</b> 「宮城県沖地震」などの大規模地震に備えて、東北大学が擁する諸科学の防災分野を特化・融合させた、防災科学研究拠点グループと連携し、シンポジウム、フォーラム等を開催し、学問連携した総合的な防災に関する研究の普及活動を行います。 ○シンポジウム、フォーラム等の開催 年間1回以上</p>	危機対策課

## 14 災害時要援護者支援の推進

大規模地震発生時には、災害時要援護者に対する特別な配慮，支援が必要となる場合も想定されます。そのため，県では，社会福祉施設等における防災体制の整備や，施設の耐震化を進めるとともに，緊急一時的な受入れ体制や避難誘導體制の整備を図るなど，災害時要援護者支援を推進していきます。

活動項目	担当課・室
48 災害時要援護者の避難誘導體制の整備 市町村が行う避難誘導體制の整備状況を把握するとともに，必要な助言や支援を行います。	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭課 子育て支援室 障害福祉課
49 災害発生時における連携体制の確立 災害発生時における情報伝達，安否確認，避難誘導體制及び県，市町村，団体，地域住民の連携を図るため，社会福祉施設等に対し，防災対策に関する情報提供を行います。	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭課 子育て支援室 障害福祉課
50 災害時要援護者の社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備 大規模な地震の発生直後に，被災施設利用者の他の施設への緊急一時的な受入れに係る円滑な調整等に資するため，施設から受入可否等の報告を求め，被災市町村へ情報提供を行います。 また，県立施設における受け入れ体制の整備を図ります。	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭課 子育て支援室 障害福祉課

## 15 防災に関する人材の育成

防災対策を的確に実施するためには、県をはじめとする自治体職員の災害対応能力の向上が不可欠です。そのために、県では、各種専門研修を実施するなど、防災に関する専門知識を身に付けた人材を養成します。

活動項目	担当課・室
51 防災担当者の防災意識・災害対応能力の向上 防災担当職員の防災意識の高揚や、災害対応能力の向上を図るため、各種シンポジウム・講演会等の開催に積極的に協力します。また、県組織内部や市町村、その他防災機関への周知・広報についても行い、防災担当者の参加を促します。	危機対策課
52 県防災部門職員の防災専門研修・派遣研修への参加 国の関係機関等で開催する、防災専門研修等へ積極的に参加します。	危機対策課
53 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 市町村の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、防災専門研修を実施します。 ○研修の開催 年間1回	危機対策課
54 災害復旧事業担当者研修の開催 <b>【新規】</b> 事業担当者を対象とした研修会を開催し、大規模災害発生時において、迅速に災害復旧に取り組める人材を育成します。 ○研修の開催 年間1回	防災砂防課
55 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の研修 <b>【新規】</b> 災害に関する情報を関係機関と共有する目的で導入している宮城県総合防災情報システム（MIDORI）について、災害発生時に必要な情報を円滑に収集し、伝達できるよう、県や市町村、消防本部の防災担当者を対象とした研修を開催します。 ○県、市町村、消防本部（局）対象とした研修の開催	危機対策課

## 目標 2

# 地震に強いまちづくりの推進

## Ⅲ 耐震化の促進

### 16 民間建築物等の耐震化の推進

阪神・淡路大震災では、多くの方が亡くなくなりましたが、そのうち約8割の方が不幸にも自らの住宅等の倒壊が原因となっています。また、平成15年7月に発生した北部連続地震では、負傷者の多くは住宅等の倒壊に伴うものでした。県では、こうした状況を踏まえ、ご自分の家の耐震性を知っていただくとともに、安全な住まいづくりにつながる支援を行います。

また、百貨店やイベントホールなど不特定多数が利用する特定建築物の耐震化を推進するため、所有者・管理者への普及啓発を進めます。

さらに、危険なブロック塀などの解消や家具等の転倒防止対策を促進するため、その取り組みに対する支援を行います。

活動項目	担当課・室
56 木造住宅の耐震化の推進 <b>【発展】【将ビ】</b> 大規模地震による住宅等の被害の軽減を図るため、木造住宅等の耐震診断、耐震改修への助成、普及啓発活動を実施します。 ○耐震診断件数 平成24年度末 累計10,000件 (平成20年度末 累計5,402件)	建築安全推進室
57 宮城県建築物等地震対策推進協議会における取組の強化 建築に関する専門家を含めた協議会において、具体的な耐震対策について検討を行うとともに、地区の自主防災組織等を対象とした耐震化に関する講習会等を開催し、意識啓発を行います。 ○耐震化に関する講習会の開催 年間1回以上	建築宅地課
58 社会福祉施設の耐震化の推進 <b>【新規】</b> 社会福祉施設の耐震改修整備事業等への助成を行います。	障害福祉課



## 17 県有施設等の耐震化の推進

県有施設の中には、旧耐震基準（昭和56年建築基準法改正以前）で建設され、十分な耐震性能を備えていない施設もあります。そのため、県では、耐震診断を実施し、その結果に基づいて、防災拠点となる施設や多くの県民の皆様が利用する施設については、優先度の高いものから順次、耐震化を推進します。

活動項目	担当課・室
59 県有施設等の耐震化の推進 【発展】【将ビ】【数値】 一般県有施設（庁舎・警察署・県民利用施設等）の耐震診断や耐震改修を推進します。 ○県有主要施設の耐震化率100%（平成20年度末93.6%）	全部局

## 18 学校施設の耐震化の推進

学校施設には、多くの児童・生徒が通学しており、その安全確保を図るとともに、避難所としての機能を果たしているところも多いことから、学校の耐震化を進める必要があります。そのため、県立学校につきましては、耐震診断の結果に基づいて、耐震化を推進してきました。

また、市町村立学校施設や私立学校施設による耐震化への取り組みに対しては、引き続き支援を行います。

活動項目	担当課・室
60 県立学校施設の耐震改修の促進 【将ビ】 児童生徒の安全確保や地域防災機能の強化を図るため、旧耐震基準で建築された校舎等について、耐震診断に基づき必要な耐震補強を行います。 ○耐震化率100%（平成20年度末 100%）	施設整備課



## 19 公共構造物の耐震化の推進

県民の日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である道路、橋梁、河川、海岸、港湾、漁港などの公共構造物が地震により損壊した場合、施設の周辺で大きな被害が発生するだけでなく、避難や救援、救出活動が困難となり、その後の県民生活にも大きなダメージを与えます。そのため、県では、重要な公共構造物について、順次、耐震化を図るなど、地震対策を着実に推進します。

活動項目	担当課・室
61 漁港施設の整備 水産業の基盤となる漁港施設の耐震性の向上を図り、地震に強い活力ある漁村づくりを進めます。 ○事業完了地区数 6地区（平成20年度末 2地区）	水産業基盤整備課
62 農業用ため池の整備 農業活動を支える基幹農業水利施設であるため池の改修を行い、耐震化を進め、防災機能の向上を図ります。 ○事業完了地区数 15地区（平成20年度末 13地区）	農村整備課
63 排水機場・排水路等の整備 基幹農業水利施設である頭首工、用排水機場、用排水路等の耐震化を進め、防災機能の向上を図ります。 ○事業完了地区数 14地区（平成20年度末 2地区）	農村整備課
64 海岸施設の耐震化 <b>【将ビ】</b> 大規模地震に備え、防潮水門の耐震化に向けた改修を行います。 ○事業完了地区数 3箇所（平成20年度末 2箇所）	農村整備課
65 土砂災害防止施設の整備 <b>【将ビ】</b> 大規模地震による土砂災害を防ぐために設置された対策施設の整備を進めます。 ○事業継続数（砂防） 247箇所（平成20年度末244箇所） ○事業継続数（地すべり・土木） 35箇所（平成20年度末35箇所） ○事業継続数（急傾斜地） 372箇所（平成20年度末357箇所） ○事業継続数（治山事業） 246箇所（平成20年度末207箇所） ○事業継続数（地すべり・農水） 4箇所（平成20年度末 3箇所）	防災砂防課 森林整備課 農村整備課
66 低地地域の河川施設の耐震化 洪水や高潮被害を防止するために耐震化護岸工を実施します。 ○施行延長 200m	河川課
67 港湾施設整備の推進 災害時における救助物資の集積拠点として港湾施設を利用できるよう、岸壁の耐震強化を図ります。 ○施行延長 790m（平成20年度末 570m）	港湾課

## IV 地震や津波に強い施設づくり

### 20 防災性の高いまちづくりの推進

大規模な地震発生時には、幹線道路や公園緑地等の施設が火災の拡大防止や避難などを行う上で、大きな役割を果たします。県では、安全・安心・快適性等に配慮した総合的に質の高い市街地を実現するため、大規模な地震が都市に及ぼす危険性を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や密集住宅市街地の整備改善を支援します。

活動項目	担当課・室
68 災害に強い街づくりを支える各種事業の支援 土地区画整理事業，まちづくり交付金事業等災害に強い街づくりを支える各種事業の支援を行います。	都市計画課 建築宅地課
69 津波に強いまちづくりの支援 <b>【新規】</b> 市町村による津波に強いまちづくりを支援するため，検討の手引きを作成するとともに，必要に応じて技術的支援を行います。 ○検討の手引き作成	防災砂防課

## 21 ライフライン関連施設の整備

県民生活に直結する電気・ガス・上下水道など重要なライフラインが被災すると、社会生活を営む上で、大きな支障が生じます。県では、ライフライン関係機関との連携を強化するとともに、水道事業における給水体制を整備し、迅速な対応に備えます。

また、上下水道施設の耐震化を促進していきます。

活動項目	担当課・室
70 ライフライン関係機関との連携強化 大規模地震発生時に備え、関係機関との会議を開催するとともに、各種訓練へ参加するなど、ライフライン関係者との連携強化を図ります。 ○会議等の実施 毎年1回	危機対策課
71 水道事業者の震災対策事業の推進 緊急時用連絡管、緊急遮断弁等を整備し、緊急時の給水拠点を確保するとともに、耐震性を有しない管路（石綿セメント管、老朽管）については、耐震性管路に更新します。 ○施設の残存率 1.6%（平成20年度末 2.2%）	食と暮らしの安全推進課
72 流域下水道施設の耐震化の推進 【将ビ】 地震に強いまちづくりを推進するため、暮らしに欠かせない重要なライフラインである下水道施設の耐震化を推進します。 ○耐震化率 78.3%（平成20年度末 29.5%）	下水道課
73 県営水道・工業用水道施設の耐震化の推進 【将ビ】 震災時の生活を支えるライフラインの機能を確保するため、広域水道等の水管橋の耐震化を推進します。 ○耐震化完了数 55橋〔※水管橋耐震化の計画期間は平成28年度まで〕 （平成20年度末 27橋）	公営事業課

## 22 津波防災施設の整備

宮城県は海域での地震発生が多く、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があることから、過去にも三陸南地震津波やチリ地震津波など幾度となく津波による災害を経験し、多くの被害を受けています。

宮城県沖地震などの海溝型地震では、津波の発生が懸念されており、津波への備えとして、防潮水門の改修や漁港、港湾施設など津波防災に関わる施設の整備を推進します。

活動項目	担当課・室
74 漁港海岸の整備 <b>【将ビ】</b> 津波による被害を軽減するため、胸壁等の施設整備を促進します。 ○事業完了地区数 9地区（平成20年度末 4地区）	水産業基盤整備課
75 海岸林の整備 <b>【将ビ】</b> 津波による被害抑制効果を高めるため、海岸地区における県有防災林等の維持強化を図ります。 ○整備延長 3,700m	森林整備課
76 建設海岸の整備 <b>【将ビ】</b> 津波発生時における海岸既存施設の緊急的な防災機能を確認し、避難階段や警報表示板等の避難対策支援施設を設置します。 ○完了海岸数 7海岸（平成20年度末 5海岸）	河川課
77 港湾海岸の整備 <b>【将ビ】</b> 海岸保全施設の未設置区間の重点整備を図るとともに、陸閘を迅速、かつ円滑に操作が行えるよう整備を行い、さらに、津波避難誘導標識や乗り越し階段等の避難対策支援施設を設置します。 ○整備箇所数 7箇所（平成20年度末 4箇所）	港湾課
78 防潮水門等津波対策施設の整備促進 <b>【将ビ】</b> 津波からの操作者の安全確保を図り、地域住民の生命・財産を守るため、河川防潮水門の即応性強化と遠隔操作化を進めます。 ○整備水門数 13箇所（平成20年度末 13箇所）	河川課

## 目標 3

# 災害応急対策の推進

## V 応急体制の確立

### 23 情報通信手段の整備

災害時において、情報を確実に収集・伝達するためには、複数の情報通信手段の確保が必要不可欠となります。そのため、県では、県と市町村及び市町村相互間で利用できる高度情報通信ネットワークを整備しています。このネットワークは、光ファイバーケーブルを利用した広域ネットワーク「みやぎハイパーウェブ」と、地上系防災行政無線・宮城県地域衛星通信ネットワークにより構築されており、災害に強い情報通信手段が確保されています。

引き続き、このネットワークを活用し、災害対策本部や県、市町村、防災関係機関間の安定した情報通信の確保に努め、情報伝達方法の機能強化を図ります。

活動項目	担当課・室
79 みやぎハイパーウェブの構築 災害時における情報伝達手段を確保するため、その基盤として県の機関や市町村との間を結ぶ高速大容量の情報ネットワークを整備します。 ○みやぎハイパーウェブの再構築	情報システム課
80 道路管理GISシステムの整備 【将ビ】 災害時における情報収集の迅速化と道路利用者への情報提供の強化を図るため、道路管理GISシステムを構築します。 ○道路管理GISシステムの整備	道路課
81 気象情報緊急通知受信用携帯電話の整備 【新規】 気象情報緊急通知受信用携帯電話を整備することにより、各種災害情報を迅速に入手し、災害への早期対応を図ります。 ○気象情報緊急通知受信用携帯電話の整備	県警察本部 警備課
82 中山間地等の非常時通信手段確保の支援 【発展】【新規】 大規模災害時に孤立する可能性のある集落の防災力強化に向け、衛星携帯無線機器整備を図る市町村に対する助成を行い、市町村の非常時の情報伝達体制を支援します。	危機対策課
83 災害時外国人サポート・ウェブの運用 【将ビ】【新規】 登録を行った外国人の方々に対し、気象・地震情報等の発令を、メールにより希望の言語（6カ国語）で通知します。 ○メール配信利用者数 6000人（平成20年度末 619人）	国際政策課

## 24 情報収集・伝達体制の整備

大規模な地震が発生した場合、災害対策を的確に実施するためには、迅速で正確な情報の把握が必要となることから、市町村や防災機関からの被害状況など、災害に関する情報収集・集約ができるよう防災情報システムの構築を進めます。

活動項目	担当課・室
84 震度情報ネットワークシステムの再構築 地震直後の迅速かつ適切な初動対応に必要な震度情報を集約し、気象庁や市町村、消防本部等に伝達するシステムである震度情報ネットワークシステムを再構築します。 ○システムの再構築	危機対策課
85 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)のシステム機能の維持管理 <b>【新規】</b> 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)のシステムの維持・管理・保守を行い、適切に運用するとともに、操作研修を実施します。	危機対策課
86 ヘリテレ映像の配信 宮城県警や仙台市消防局、自衛隊、東北地方整備局がそれぞれ所有するヘリテレ映像を共有化し、災害時の情報収集に活用します。	危機対策課 消防課 県警察本部 地域課
87 砂防情報提供システムの整備 <b>【将ビ】</b> 土砂災害に関する防災情報の収集、外部への情報発信、GISの活用を促進するためのシステムを構築します。 ○砂防情報提供システムの構築	防災砂防課
88 ホームページ、ブログによる災害情報の発信(災害発生時) <b>【新規】</b> 平時より、防災情報等の発信を通じて適切な管理・運営、周知・普及に努めるとともに、災害発生時に迅速な情報発信ができるよう発信体制の構築を図ります。	広報課 危機対策課
89 インターネットシステム管理 災害時の行政情報の提供や情報収集等を行うため、インターネットシステムの整備・運用を行います。 ○インターネットシステムの構築	情報システム課



## 25 職員による支援チームの編成・派遣

被災市町村によっては、迅速な対応や県への連絡が困難となることが想定されることから、初動時から、被害情報の収集や被災市町村と県との連絡調整にあたる職員を派遣するなど、速やかな状況の把握に努めます。

活動項目	担当課・室
90 災害対策現地支援調整チームの派遣 被災市町村からの要請に基づいて、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、被災市町村に対し、専門的知識を有する職員で構成されたチームを派遣します。	人 事 課
91 初動時情報収集・連絡調整チームの派遣 初動時における災害情報の収集や市町村との連絡調整を行うため、被災市町村に職員を派遣します。	人 事 課
92 被災市町村との情報収集、連絡調整体制の強化 <b>【新規】</b> 県内市町村へ派遣する職員を予め指定し、指定された職員を対象とした研修会を開催し、初動体制の強化を図ります。 ○指定職員を対象とした研修会の開催 年間1回	危機対策課

## 26 救急・救助体制の整備

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や火災の発生等により多数の負傷者が発生する一方、医療施設では、停電、断水等により、その機能が著しく低下することが予想されます。

そのため、県では、医療施設における防災体制の整備や耐震化を進めるとともに、災害時の救急医療救護活動の拠点となる「災害拠点病院」を中心とした災害時の救急・救助体制の整備を進めます。

また、関係機関と連携し、救急医薬品等を備蓄するとともに、医薬品の迅速な供給体制を強化します。

活動項目	担当課・室
93 傷病者の病院前救護・搬送体制の強化 救急業務の高度化を推進し、県民の救命率を向上させるため、高規格救急自動車、救急救命士を全救急隊へ配備するなどの設備充実を図るよう指導します。 ○救急救命士配置数 85隊（平成20年度末 79隊）	消 防 課
94 災害拠点病院と後方支援機能を有する病院等との連携 <b>【発展】</b> 災害拠点病院と後方支援機能を有する病院との連携を図るため、災害拠点病院担当者会議を開催し、災害に対する共通認識・情報交換を行うほか、災害時の医療機関の通信手段の確保を図るためMCA無線を整備します。 ○担当者会議の開催 年間1回	医療整備課



活動項目	担当課・室
95 災害拠点病院の機能強化 【新規】 災害拠点病院の機能強化を図るため、災害時に備えた施設・設備を配備します。 ○災害拠点病院数 14箇所（平成20年度末 14箇所）	医療整備課
96 宮城県災害時救急医療情報システムの運営 県内の災害医療情報を有効的に利用するため、宮城県災害時救急医療情報システムを運用します。	医療整備課
97 非常災害用医薬品の確保 宮城県医薬品卸組合と協定し、救急医薬品及び防疫用医薬品を備蓄するために要する費用を負担するとともに、各保健所に緊急医療セットを配備することにより災害時における医薬品の迅速な供給等を図ります。	薬務課

## VI 避難生活の支援体制の充実

### 27 避難対策の推進

海溝型地震では、津波の発生が懸念されています。津波は、地理的特性によって高さや到達時間、被害の形態等が異なることから、津波対策ガイドラインに基づき、第3次被害想定調査により作成された津波浸水域予測図を提供するなど、市町村の避難計画の作成や、津波避難標識の設置に対する支援を行います。

活動項目	担当課・室
98 沿岸市町津波避難計画の作成推進指導 沿岸市町における津波避難計画の作成の支援・指導を行い、津波に対する避難行動の促進を図ります。	危機対策課
99 津波対策検討会の実施 津波連絡調整会議等において津波防災に関する情報を積極的に活用し、沿岸市町との情報共有や連携を図ります。 ○検討会の開催 年間1回	危機対策課
100 津波情報ネットワークの構築 【将ビ】【新規】 津波観測情報を迅速に伝達するため、潮位計を活用した津波情報ネットワークを整備します。	危機対策課
101 津波避難標識の設置への支援 【新規】 津波避難誘導標識設置のノウハウを取りまとめた、「津波避難誘導標識等整備ガイドライン」に基づき、沿岸市町に対する技術支援を行います。	防災砂防課

## 28 避難地・避難路の整備確保

地震や津波が発生し、生命に危険が及ぶような事態になった場合には、住民は安全な場所へ速やかに避難する必要があります。

そのため、県では、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう避難地を確保するとともに、避難路の整備に努めます。

活動項目	担当課・室
102 市町村の避難計画の作成や避難場所の見直し促進 市町村による避難計画の作成や、避難場所の見直しを促進するために、防災担当者会議や、地域防災計画修正時を利用し、指導・助言を行います。 ○防災担当者会議の開催 年間1回	危機対策課
103 都市公園の整備の促進 <b>【将ビ】</b> 広域避難場所等として防災施設を有する都市公園の機能整備を推進します。 ○整備する都市公園 2箇所	都市計画課
104 災害対応型交通安全施設の整備の推進 <b>【発展】</b> 大規模地震発生時の交通混乱の防止と緊急輸送道路を確保するため、信号機電源付加装置や情報板等の災害対応型交通安全施設を整備します。 ○整備箇所数 67箇所	県警察本部 交通規制課

## 29 避難所運営・避難体制の整備

大規模地震が発生した場合には、ライフライン機能が停止するなか、被災者の多くが避難所での避難生活を余儀なくされることが想定されます。

避難所の管理運営を円滑に行うことができるよう、市町村に対して、避難所運営マニュアル作成等に関する支援を行い、市町村における避難所施設の整備強化と適正配置の推進を図ります。

活動項目	担当課・室
105 市町村避難所の適正配置など再点検の指導 避難所の適正な運営を図るため、市町村に対し避難所運営マニュアルの作成等の指導を行います。 また、災害時要援護者向けの福祉避難所の設置・指定についても、併せて指導等を行います。 ○全市町村避難所運営マニュアル作成	危機対策課 保健福祉総務課
106 市町村避難所に対する警戒強化対策の推進 大規模地震発生時に、各市町村避難所やその周辺を警戒し、避難住民の安全を確保します。	県警察本部 警備課

## 30 災害ボランティアの育成・支援

大規模な地震が発生した場合に、被災地では、多くのボランティアが自主的な救助活動を展開しており、災害対策を迅速かつ的確に展開する上で、ボランティア活動は欠かせないものとなっています。

県では、災害ボランティア団体・NPO（民間非営利活動団体）との連携などを図りながら、ボランティアの受入体制を確立させ、災害時にボランティアの方々が力を十分発揮し、活躍できる環境を整備します。

活動項目	担当課・室
<p>107 災害ボランティアの受入体制の整備 <b>【将ビ】</b></p> <p>災害時において、効率的かつ効果的なボランティア活動ができる体制を整備するため、ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティアセンターの設置運営の協力体制の確立、及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成や研修を実施します。</p> <p>○ボランティアコーディネーター研修受講者数 1,400名 (平成20年度末 1,052名)</p>	社会福祉課
<p>108 災害ボランティア団体・NPOとの連携</p> <p>災害関連NPO等が行うボランティア募集情報等を、みやぎNPOプラザのホームページに掲載し、情報提供に努めます。</p>	NPO活動促進室
<p>109 災害時通訳ボランティアの確保 <b>【将ビ】</b></p> <p>大規模災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し、災害時通訳ボランティアとして活動できる人員を一般募集し、被災地に派遣します。</p> <p>○登録者数 常時90人以上</p>	国際政策課
<p>110 被災建物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保</p> <p>被災建物応急危険度判定や被災宅地危険度判定の体制整備を促進し、判定士を養成するための講習会を開催する。</p> <p>○被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催 年間5回程度 ○被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 年間1回程度</p>	建築宅地課
<p>111 砂防ボランティアの確保</p> <p>災害発生時において、被災箇所の調査等に関わる宮城県砂防ボランティア協会との連携により、連絡体制の整備を進めます。</p>	防災砂防課

## 31 被災者相談窓口の開設

被災市町村では、災害発生後に住民から寄せられる住宅再建，生活再建への支援，り災証明の発行や融資制度等に関する相談に，早急に対応する必要があります。

県では，市町村と連携しながら総合窓口を開設し，適切な相談業務を行うことができるよう支援します。

活動項目	担当課・室
112 総合相談窓口の開設 災害規模や災害エリアに応じて，県庁及び合同庁舎に総合相談窓口を開設し，相談に対応するほか，相談内容に応じて適切な専門相談窓口を紹介します。	行政経営推進課
113 納税相談窓口の開設 災害発生時における県税の減免や徴収猶予等，被災者の生活安定のために必要な相談窓口を県税事務所に設置します。	税 務 課
114 児童，生徒授業料等の相談窓口の開設 被災した家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料に関し，被災者に対する徴収期限の変更や減免措置を講じ，修学に困難が生じた生徒に対しては，奨学金を緊急に貸付します。	高校教育課
115 健康相談窓口の開設 市町村が設置する避難所等において，健康相談や必要に応じて実施する専門的相談に対する支援を行います。 各保健福祉事務所，各児童相談所，および精神保健福祉センターに相談窓口を設置します。	医療整備課 健康推進課 子ども家庭課 障害福祉課 県立病院課
116 被災事業者金融相談窓口の開設 災害発生時において，被災中小企業者に対して，県制度融資資金等に係る金融相談を実施します。	商工経営支援課
117 被災農林漁業者相談窓口の開設 災害発生時において，被災した農林漁業者に対して，融資に関する相談を実施します。	農林水産経営支援課
118 住宅相談窓口の開設 災害発生時において，被災市町村が実施する各種住宅相談に対する支援を行います。	住 宅 課 建 築 宅 地 課
119 警察安全相談所の開設 被災地を管轄する警察署，交番・駐在所に警察安全相談所を開設し，住民からの相談，要望に対応します。	県警察本部 警 備 課
120 移動交番の開設及び特別警らの実施 避難所に移動交番を開設し，住民からの相談・要望に対応するとともに，被災地の警戒警らを実施し，空巢等各種犯罪の未然防止を図ります。	県警察本部 警 備 課

## 32 被災者保健福祉対策の推進

大規模な地震により住まいの場を失い、避難所等が生活の場となる被災者が多数発生した場合等においては、長期にわたって被災者の心身の健康を保持するための支援が必要となります。

そのため、県は市町村に対するバックアップ体制を整備し、被災者の保健福祉対策を推進します。

活動項目	担当課・室
121 訪問健康相談・巡回診療の実施 被災者宅や避難所等を訪問し、健康相談、巡回診断をきめ細やかに実施することにより、被災者の健康管理等を行います。また、被災市町村の要請に応じて、被災者訪問健康相談・巡回診療等への人的・専門的支援のための調整を行います。	保健福祉総務課 医療整備課 健康推進課 県立病院課
122 被災者（児）の心のケア 被災地の状況に応じ、被災者（児）の心のケアを行うため、精神保健福祉センター、児童相談所等の被災ショック等を原因とするストレス等に対応できる専門職員を派遣します。	障害福祉課 子ども家庭課 県立病院課
123 被災児童生徒の心のケア 【将ビ】 被災児童生徒の心のケアをおこなうため、中学校にスクールカウンセラーを派遣します。また、県立高等学校に配置したスクールカウンセラーを機動的に活用し、被災生徒の心のケアを実施します。	義務教育課 高校教育課

## Ⅶ 応急物資等の確保

### 33 応急給水体制の確立

大規模な地震が発生し、水道施設の被災による断水が長期間継続した場合、県では、関係企業と協定に基づき、飲料水や生活用水を迅速に供給する体制を整備し、給水に努めます。

活動項目	担当課・室
124 応援給水支援体制の整備 災害時における給水車を保有している企業と協定を締結するとともに、必要に応じて自衛隊への応援要請を行うなど、災害時の円滑な給水体制の整備を行います。	危機対策課 公営事業課
125 水道施設に係る応急復旧支援体制の整備 広域水道送水管路上に臨時給水所を設置し、給水車及び住民への給水を実施します。	公営事業課



## 34 食料・生活必需品等の確保

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱により、食料や生活必需品等の確保が困難になると予想されることから、県では、関係機関との協定に基づき、災害発生時の食料や生活必需品、市町村の備蓄見直しや備蓄倉庫の整備、家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進、県から被災地への物資供給等の確保に努めます。

また、発災時においては、応急物資の迅速な輸送に努めます。

活動項目	担当課・室
126 食料・生活必需品・防災資機材の備蓄の促進 <b>【発展】【将ビ】【新規】</b> 災害時応援協定に基づき、災害時食料や生活必需品の確保体制を整備するとともに、市町村を支援するための防災資機材の備蓄を図ります。	危機対策課
127 家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進 災害時に備え、家庭や事業者で食料や生活必需品の備蓄を行うよう、広報・啓発活動を行います。	危機対策課
128 応急生活物資等の確保体制の強化 災害時に必要となる応急生活物資に関する確保体制の充実を図るため、各種防災協定を締結するとともに、災害支援目録の充実を図り、確保体制を強化します。 また、県と関係機関との間で締結している協定に基づき、被災者に応急生活物資を供給するとともに、協定が円滑に運用できるよう必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。	危機対策課 生活・文化課 食産業振興課
129 災害救助用米穀等の確保 震災時における災害救助用米穀等の応急売却について、東北農政局とあらかじめ協定を締結し、発災時に、滞りなく災害救助用米穀を引き渡す等の対応が取れるようにします。	農産園芸環境課
130 応急物資の輸送手段の確保 （社）宮城県トラック協会等との「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、応急物資を輸送します。	商工経営支援課
131 災害救助用物資の備蓄 災害救助用物資を備蓄保管し、大規模災害時の迅速な対応に備えます。	保健福祉総務課



## 35 緊急輸送体制の整備

大規模な地震が発生した場合、緊急に実施すべき救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等を行う上で必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要があります。そのため、県では、道路整備の進捗状況を踏まえながら、緊急輸送道路の整備を推進し、地震発生後の迅速かつ的確な負傷者の搬送、緊急物資の輸送に努めます。

活動項目	担当課・室
132 緊急輸送道路の整備 <b>【将ビ】</b> 緊急輸送道路における橋梁の整備，緊急輸送道路未改良区間の改良工事を実施します。 ○工事完了箇所数（一般県管理道路） 9箇所 ○工事完了箇所数（都市計画道路） 3箇所 ○工事完了地区数（農道） 4地区	道 路 課 都市計画課 農村整備課
133 緊急輸送道路の橋梁耐震化の促進 <b>【発展】【将ビ】【数値】</b> 緊急輸送道路上に位置する橋梁の耐震化を図り，地震直後の負傷者の搬送，緊急物資の輸送を確保します。 ○耐震化完了橋梁数 79橋（平成20年度末 49橋）	道 路 課
134 緊急輸送道路に対する災害対策の実施 緊急輸送道路上の防災総点検における要対策箇所の防災対策を実施します。 ○防災対策実施箇所数 36箇所（平成20年度末 19箇所）	道 路 課

## 目標 4

# 災害後の復旧・復興対策の推進

## Ⅷ 被災者の迅速な再建への支援

### 36 被災者の生活支援・住宅確保

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等により住宅を失ったり、余震による倒壊の危険があるため、住むところがなくなり、自力での住宅の確保や生活の維持ができない被災者が生じることが予想されます。そのため、県では、仮設住宅の建設や生活必需品等の購入経費の支給など被災者の生活を維持するために必要な支援を行います。

活動項目	担当課・室
135 被災者生活再建支援金の支給 大規模な地震により居住する住宅に被害が生じた場合に、支援金を支給します。	消 防 課
136 災害弔慰金の支給等の事務を行う市町村への支援 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付事務を行う市町村に対して、助言等の支援を行います。	保健福祉総務課
137 住宅の応急修理に係る事務を行う市町村への支援 災害救助法に基づき、住宅応急修理制度に係る事務を行う市町村に対して、助言等の支援を行います。	保健福祉総務課
138 住宅被災者の住宅再建への支援 住宅被災者の住宅再建に必要な融資案内等の情報提供を行います。	住 宅 課
139 県職員住宅、教職員住宅等の提供 大規模な地震により住宅が被害を受け、日常生活を営むことができない被災者に対して県宿舎を無償で貸与します。	職員厚生課 福 利 課
140 仮設住宅の建設及び管理に係る態勢の整備 プレハブ建築協会と連携し、応急仮設住宅建設に係る技術支援を行います。	住 宅 課
141 公営賃貸住宅への入居に係る態勢の整備 住宅被災者に対し、公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる体制を整えます。	住 宅 課
142 被災住宅の復旧に関する相談体制の整備 被災市町村からの要請に応じて、県庁や各合同庁舎に、被災住宅の復旧に関する相談窓口を開設します。	住 宅 課

## 37 その他（災害救助基金・事務に関する事項）

大規模な地震が発生し、災害救助法が適用される場合に備え、救助に必要な事務費の財源に充当するための基金を積み立てます。

活動項目	担当課・室
143 災害救助基金積立金事業の実施 災害救助法適用時に備え、救助事務費の財源に充てるための基金を、積み立てます。	保健福祉総務課

## 38 震災廃棄物対策の推進

大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や火災の発生等により多量の廃棄物が発生することが予想されます。

このため、県では、廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保、分別収集体制、広域的な応援体制などを定めた処理計画の作成について、市町村への必要な支援を行うことにより、災害時における応急対策を進めます。

活動項目	担当課・室
144 震災廃棄物処理計画策定支援 【新規】 「震災廃棄物対策指針」に基づき各市町村で策定が必要となる「産業廃棄物処理計画」の作成に向けた指導・助言をおこないます。 ○計画策定市町村数 36市町村（平成20年度末 27市町村）	廃棄物対策課
145 震災廃棄物処理の広域的応援体制の確立 市町村からの支援要請に備え、廃棄物処理の関係団体と災害時応援協定を締結し、広域的支援要請を構築します。	廃棄物対策課

# 参 考 資 料

- 資料 1 平成20年度事業実績一覧表
- 資料 2 過去の大規模地震と津波の発生状況
- 資料 3 国（地震調査委員会）の長期評価の概要
- 資料 4 宮城県沖地震の長期評価
- 資料 5 震災対策推進条例

## 資料1 第2次みやぎ震災対策アクションプラン 平成20年度事業実績一覧表

※ 「平成20年度活動項目実績」は、「活動項目目標」が設定されている場合の平成20年度の実績

※ 「平成20年度末累計値」は、「活動項目目標」で累計値（ ）内に記載）が記入されている場合の累積値

活動項目	発展税	将 来 ビ ジ ョ ン	新 規	活 動 項 目 目 標	平成20年度 活動項目実績	平成20年度 未 累 計 値	担当部局	担当課・室
1 県民防災講座の実施				講座開催回数 130回 (平成19年度末59回)	33回	92回	総務部(例)	危機対策課
2 動物の飼い主に対する防災意識・対策の啓蒙啓発事業の実施			○	防災講座開催数 年間5回	5回	-	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
3 津波防災月間の創設による防災意識の啓発		取組31	○	シンポジウムの開催 年間1回	1回	-	土木部	防災砂防課
4 ホームページによる防災情報の発信(平時)					-	-	総務部	危機対策課
5 ブログによる防災情報の発信(平時)			○	情報更新回数 年間100回程度	130回	-	総務部	危機対策課
6 県有施設への緊急地震速報の導入	○		○	導入施設 20箇所程度	1箇所	1箇所	総務部	危機対策課
7 学校教育における地震防災対策の実施				中学・高校生を対象とした防災教育講習会の開催 年間10回程度	11回	-	土木部	建築宅地課
8 防災教育推進事業の実施		取組16		防災教育指導者研修会受講者数 1,700名(平成19年度末744名)	275人	1019人	教育庁	スポーツ健康課
9 防災教育基本指針による児童生徒の防災対応能力の養成		取組16	○	防災教育基本指針(平成20年度作成)による児童生徒の防災対応能力の養成	県内全ての 幼・小・中・高 等学校に配布	-	教育庁	スポーツ健康課
10 宮城県防災指導員の養成 (地域防災コース)	○	取組33	○	研修受講者(企業防災コースと合わせて)年間1,000人以上 (平成19年度末239人)	531	770	総務部	危機対策課
11 宮城県防災指導員の養成 (企業防災コース)	○	取組33	○	研修受講者(地域防災コースと合わせて)年間1,000人以上 (平成19年度末239人)	531	770	総務部	危機対策課
12 高圧ガス及び液化石油ガス関連事業所における防災対策の推進				講習会実施回数 年間12回	12回	-	総務部	消防課
13 毒劇物事故防止対策事業の実施				毒劇物営業者、取扱者への立入検査実施回数 年間600回	225回	-	保健福祉部	薬務課
14 中小企業BCP策定の支援		取組33	○	講習会・セミナー受講企業数 累計1,000社以上 (平成19年度末 316社)	503社	819社	経済商工 観光部	商工経営 支援課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
6.12総合防災訓練及び9.1総合防災訓練の充実・強化				6.12, 9.1総合防災訓練 毎年実施	各1回	-	総務部	危機対策課
地震対応図上訓練の実施				図上訓練 毎年実施	1回	-	総務部(例)	危機対策課
近隣県との連携確保と広域訓練の実施				総合防災訓練による連携強化 毎年実施	1回	-	総務部	危機対策課
県警察災害警備訓練の実施				広域緊急援助隊総合訓練 毎年実施	1回	-	警察本部	警備課
県地域防災計画・震災対策編の見直し				地域防災計画・震災対策編の改定	改訂作業中	-	総務部	危機対策課
市町村防災部門組織の充実強化の促進				市町村災害対応職員対象研修会 毎年開催	1回	-	総務部	危機対策課
震災対策推進条例の普及		取組33	○	震災対策推進条例(平成20年度策定)の普及	説明会 3回実施	-	総務部	危機対策課
地震防災緊急事業五箇年計画による震災対策事業の管理			○	事業の進捗率算出 毎年実施 第4次地震防災緊急事業五カ年計画策定	進捗率 算出	-	総務部	危機対策課
災害対策本部室等の機能強化				災害対策本部の組織の再編成	-	-	総務部	危機対策課
災害対策本部組織編成の見直し				災害対策本部の組織の再編成	再編成実施	-	総務部	危機対策課
災害復旧態勢の整備				操作手順等に関する訓練 毎年実施	1回	-	企業局	公営事業課
大規模災害時の職員の非常配備体制の再構築				大規模災害時応急対策マニュアル改訂 大規模災害時応急対応マニュアル (職員ポケット版)改訂	改訂実施	-	総務部	危機対策課
市町村における初動対応マニュアルの作成				土木部BCPの作成	-	-	総務部	危機対策課
土木部BCPによる初動態勢の確立		○		土木部BCPの作成	作成作業中	-	土木部	防災砂防課
消防学校における団員教育訓練の充実				訓練者数 年間60人	60人	-	総務部	消防課
消防団員に対する実践的な訓練や職階別に対応した訓練の実施				訓練者数 年間60人	60人	-	総務部	消防課
消防団の設備施設の強化					-	-	総務部	消防課
消防施設の整備					-	-	総務部	消防課
消防広域化の促進		取組33	○		-	-	総務部	消防課
ヘリコプター運用調整会議の開催				調整会議 年間1回開催	1回	-	総務部	消防課
消防・警察・自衛隊・気象台等防災関係機関との連携強化				各機関が参加する訓練の実施 年間1回開催	1回	-	総務部	危機対策課
応急給水等応援活動の連携強化				連絡会議 年間1回開催	1回	-	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
防災関係機関連携事業の実施					-	-	企業局	公営事業課
市町村地域防災計画の修正促進				更新指導市町村 10市町村	5市町村	-	総務部	危機対策課



活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
39 図上訓練による他機関との連携の確認				訓練の開催 年間1回	1回	-	総務部	危機対策課
40 市町村に対する災害救助法等災害関連法令などの研修の実施				研修の開催 年間1回	0回	-	保健福祉部	保健福祉総務課
41 北海道・東北8道県の相互応援体制の強化				担当者会議の開催 年間1回	1回	-	総務部	危機対策課
42 北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の連携強化			○	訓練開催 年間1回	1回	-	総務部	消防課
43 被災者建築物等応急危険度判定支援体制の充実強化				訓練への参加 年間1回	1回	-	土木部	建築宅地課
44 警察広域緊急援助隊の効果的な運用					-	-	警察本部	警備課
45 第4次宮城県地震被害想定調査の実施			○	第4次宮城県地震被害想定調査の実施	作業中	-	総務部	危機対策課
46 宮城県沖地震対策協議会活動の促進				シンポジウム, フォーラム等の開催 年間1回以上	2回	-	総務部	危機対策課
47 東北大学防災科学研究拠点グループとの連携			○	シンポジウム, フォーラム等の開催 年間1回以上	1回	-	総務部	危機対策課
48 災害時要援護者の避難誘導体制の整備					-	-	保健福祉部	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭科 子育て支援室 障害福祉課
49 災害発生時における連携体制の確立					-	-	保健福祉部	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭科 子育て支援室 障害福祉課
50 災害時要援護者の社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備					-	-	保健福祉部	保健福祉総務課 長寿社会政策課 疾病・感染症対策室 子ども家庭科 子育て支援室 障害福祉課
51 防災担当者の防災意識・災害対応能力の向上					-	-	総務部	危機対策課
52 県防災部門職員の防災専門研修・派遣研修への参加					-	-	総務部	危機対策課
53 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施				研修の開催 年間1回	0回	-	総務部	危機対策課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度未累計値	担当部局	担当課・室
54 災害復旧事業担当者研修の開催			○	研修の開催 年間1回	1回	—	土木部	防災砂防課
55 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の研修			○	県、市町村、消防本部(局)対象とした研修の開催の実施	9回実施	—	総務部	危機対策課
56 木造住宅の耐震化の推進	○	取組31		耐震診断件数 10,000件 (平成19年度末4,274件)	1,128件	5,402件	土木部	建築安全推進室
57 宮城県建築物等地震対策推進協議会における取組の強化				耐震化に関する講習会の開催 年間1回以上	0回	—	土木部	建築宅地課
58 社会福祉施設の耐震化の推進			○		—	—	保健福祉部	障害福祉課
59 県有施設等の耐震化の推進	○	取組31		県有主要施設の耐震化率100% (平成19年度末 91.9%)	1.7%	93.6%	全部局	危機対策課
60 県立学校施設の耐震改修の促進		取組31		耐震化率100%(平成19年度末 98.6%)	100%	100%	教育庁	施設整備課
61 漁港施設の整備				事業完了地区数 6地区 (平成19年度末1地区)	1地区	2地区	農林水産部	水産業基盤整備課
62 農業用ため池の整備				事業完了地区数 15地区(平成19年度末10地区)	3地区	13地区	農林水産部	農村整備課
63 排水機場・排水路等の整備				事業完了地区数 14地区(平成19年度末2地区)	0地区	2地区	農林水産部	農村整備課
64 海岸施設の耐震化		取組31		事業完了地区数 3箇所(平成19年度末2箇所)	0箇所	2箇所	農林水産部	農村整備課
65 土砂災害防止施設の整備		取組32		事業継続数(砂防) 247箇所(平成19年度末235箇所) 事業継続数(地すべり・土木) 35箇所(平成19年度末35箇所) 事業継続数(急傾斜地) 372箇所(平成19年度末352箇所) 事業継続数(治山事業) 246箇所(平成19年度末196箇所) 事業継続数(地すべり・農水) 4箇所(平成19年度末3箇所)	砂防 9箇所 地すべり 35箇所 急傾斜地 5箇所 治山事業 11箇所 地すべり農水 0箇所	砂防 244箇所 地すべり 35箇所 急傾斜地 357箇所 治山事業 207箇所 地すべり農水 3箇所	土木部 農林水産部	防災砂防課 森林整備課 農村整備課
66 低地地域の河川施設の耐震化				施行延長 200m	0m	—	土木部	河川課
67 港湾施設整備の推進				施行延長 790m(平成19年度末570m)	0m	570m	土木部	港湾課
68 災害に強い街づくりを支える各種事業の支援					—	—	土木部	都市計画課 建築宅地課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
津波に強いまちづくりの支援			○	検討の手引き作成	検討会 実施	—	土木部	防災砂防課
ライフライン関係機関との連携強化				会議等の実施 毎年1回	1回実施	—	総務部	危機対策課
水道事業者の震災対策事業の推進				施設の残存率 1.6% (平成19年度末2.6%)	0.4%	2.2%	環境生活部	食と暮らしの 安全推進課
流域下水道施設の耐震化の推進		取組31		耐震化率 78.3% (平成19年度末25.3%)	4.2%	29.5%	土木部	下水道課
県営水道・工業用水道施設の耐震化の推進		取組31		耐震化完了数 56橋 (平成19年度末6橋)	21橋	27橋	企業局	公営事業課
漁港海岸の整備		取組31		事業完了地区数 9地区 (平成19年度末0地区)	4地区	4地区	農林水産部	水産業基盤 整備課
海岸林の整備		取組31		整備延長 3,700m	0m	—	農林水産部	森林整備課
建設海岸の整備		取組31		完了海岸数 7海岸 (平成19年度末2海岸)	3海岸	5海岸	土木部	河川課
港湾海岸の整備		取組31		整備箇所数 7箇所 (平成19年度末4箇所)	事業継続	4箇所	土木部	港湾課
防潮水門等津波対策施設の整備促進		取組31		整備水門数 13箇所 (平成19年度末9箇所)	4箇所	13箇所	土木部	河川課
みやぎハイパーウェブの構築				みやぎハイパーウェブの再構築	通信機器の 更新	—	企画部	情報システム課
道路管理GISシステムの整備		取組31		道路管理GISシステムの整備	地図化 3地区	—	土木部	道路課
気象情報緊急通知受信携帯電話の整備			○	気象情報緊急通知受信携帯電話の整備	0台	—	警察本部	警備課
中山間地等の非常時通信手段確保の支援	○		○		—	—	総務部	危機対策課
災害時外国人サポート・ウェブの運用		取組33	○	メール配信利用者数 6,000人	619人	619人	経済商工 観光部	国際政策課
震度情報ネットワークシステムの再構築				システムの再構築	構築作業中	—	総務部	危機対策課
宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の システム機能の維持管理			○		—	—	総務部	危機対策課
ハリテレ映像の配信					—	—	総務部 警察本部	危機対策課 消防課 地域課
砂防情報提供システムの整備		取組32		砂防情報提供システムの構築	土石セン サー設置	—	土木部	防災砂防課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
88 ホームページ、ブログによる災害情報の発信(災害発生時)			○		—	—	総務部	広報課 危機対策課
89 インターネットシステム管理				インターネットシステムの構築	運用開始	—	企画部	情報システム課
90 災害対策現地支援調整チームの派遣					—	—	総務部	人事課
91 初動時情報収集・連絡調整チームの派遣					—	—	総務部	人事課
92 被災市町村との情報収集、連絡調整体制の強化			○	指定職員を対象とした研修会の開催 年間1回	1回実施	—	総務部	危機対策課
93 傷病者の病院前救護・搬送体制の強化				救急救命士配置数 85隊 (平成19年末79隊)	0隊	79隊	総務部	消防課
94 災害拠点病院と後方支援機能を有する病院等との連携	○			担当者会議の開催 年間1回	0回	—	保健福祉部	医療整備課
95 災害拠点病院の機能強化			○	災害拠点病院数 14箇所 (平成19年末12箇所)	2箇所	14箇所	保健福祉部	医療整備課
96 宮城県災害時救急医療情報システムの運営					—	—	保健福祉部	医療整備課
97 非常災害用医薬品の確保					—	—	保健福祉部	薬務課
98 沿岸市町村津波避難計画の作成推進指導					—	—	総務部	危機対策課
99 津波対策検討会の実施				検討会の開催 年間1回	1回実施	—	総務部	危機対策課
100 津波情報ネットワークの構築		取組31	○		—	—	総務部	危機対策課
101 津波避難標識の設置への支援			○		—	—	土木部	防災砂防課
102 市町村の避難計画の作成や避難場所の見直し促進				防災担当者会議の開催 年間1回	1回実施	—	総務部	危機対策課
103 都市公園の整備の促進		取組31		整備する都市公園 2箇所	未着手	—	土木部	都市計画課
104 災害対応型交通安全施設の整備の推進	○			整備箇所数 67箇所	0箇所	—	警察本部	交通規制課
105 市町村避難所の適正配置など再点検の指導				全市町村避難所運営マニュアル作成	市町村の地域 防災計画変更 時に実施	—	総務部 保健福祉部	危機対策課 保健福祉総務課
106 市町村避難所に対する警戒強化対策の推進					—	—	警察本部	警備課
107 災害ボランティアの受入体制の整備		取組33		ボランティアコーディネーター研修受 講者数1400名(平成19年末 822名)	230人	1052人	保健福祉部	社会福祉課
108 災害ボランティア団体・NPOとの連携					—	—	環境生活部	NPO活動促進室
109 災害時通訳ボランティアの確保		取組33		登録者数 常時90人以上	75人	75人	経済商工 観光部	国際政策課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
110 被災建築物等応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保				被災建築物等危険度判定士養成講習会の開催 被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 年間5回程度 年間1回程度	被災建築物講習会5回 被災宅地講習会1回	—	土木部	建築宅地課
111 砂防ボランティアの確保					—	—	土木部	防災砂防課
112 総合相談窓口の開設					—	—	総務部	行政経営推進課
113 納税相談窓口の開設					—	—	総務部	税務課
114 児童、生徒授業料等の相談窓口の開設					—	—	教育庁	高校教育課
115 健康相談窓口の開設					—	—	保健福祉部 病院局	医療整備課 健康推進課 子ども家庭課 障害福祉課 県立病院課
116 被災事業者金融相談窓口の開設					—	—	経済商工 観光部	商工経営支援課
117 被災農林漁業者相談窓口の開設					—	—	農林水産部	農林水産 経営支援課
118 住宅相談窓口の開設					—	—	土木部	住宅課 建築宅地課
119 警察安全相談所の開設					—	—	警察本部	警備課
120 移動交番の開設及び特別警らの実施					—	—	警察本部	警備課
121 訪問健康相談・巡回診療の実施					—	—	保健福祉部 病院局	保健福祉総務課 医療整備課 健康推進課 県立病院課
122 被災者(児)の心のケア					—	—	保健福祉部 病院局	障害福祉課 子ども家庭課 県立病院課
123 被災児童生徒の心のケア		取組16			—	—	教育庁	義務教育課 高校教育課
124 応援給水支援体制の整備					—	—	総務部 企業局	危機対策課 公営事業課
125 水道施設に係る応急復旧支援体制の整備					—	—	企業局	公営事業課
126 食料・生活必需品・防災資機材の備蓄の促進	○	取組33	○		—	—	総務部	危機対策課

活動項目	発展税	将来ビジョン	新規	活動項目目標	平成20年度活動項目実績	平成20年度末累計値	担当部局	担当課・室
127 家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進					—	—	総務部	危機対策課
128 応急生活物資等の確保体制の強化					—	—	総務部 環境生活部 農林水産部	危機対策課 生活・文化課 食産業振興課
129 災害救助用米穀等の確保					—	—	農林水産部	農薬園芸環境課
130 応急物資の輸送手段の確保					—	—	経済商工 観光部	商工経営支援課
131 災害救助用物資の備蓄					—	—	保健福祉部	保健福祉総務課
132 緊急輸送道路の整備		取組31		工事完了箇所数(一般県管理道路) 9箇所 工事完了箇所数(都市計画道路) 3箇所 工事完了地区数(農道) 4地区	県管理道路 1箇所 都市計画道 路 2箇所 農道 0箇所	—	土木部 農林水産部	道路課 都市計画課 農村整備課
133 緊急輸送道路の橋梁耐震化の促進	○	取組31		耐震化完了橋梁数 79橋 (平成19年末46橋)	3橋	49橋	土木部	道路課
134 緊急輸送道路に対する災害対策の実施				防災対策実施箇所数 36箇所(平成19 年度末14箇所 38.9%)	5箇所	19箇所 (52.8%)	土木部	道路課
135 被災者生活再建支援金への対応					—	—	総務部	消防課
136 災害弔慰金の支給等の事務を行う市町村への支援					—	—	保健福祉部	保健福祉総務課
137 住宅の応急修理に係る事務を行う市町村への支援					—	—	保健福祉部	保健福祉総務課
138 住宅被災者の住宅再建への支援					—	—	土木部	住宅課
139 県職員住宅、教職員住宅等の提供					—	—	総務部 教育庁	職員厚生課 福利課
140 仮設住宅の建設及び管理に係る態勢の整備					—	—	土木部	住宅課
141 公営賃貸住宅への入居に係る態勢の整備					—	—	土木部	住宅課
142 被災住宅の復旧に関する相談体制の整備					—	—	土木部	住宅課
143 災害救助基金積立事業の実施					—	—	保健福祉部	保健福祉総務課
144 震災廃棄物処理計画策定支援		○		計画策定市町村数 36市町村 (平成19年末24市町村)	3市町村	27市町村	環境生活部	廃棄物対策課
145 震災廃棄物処理の広域的応援体制の確立					—	—	環境生活部	廃棄物対策課



## 資料2 過去の大規模地震と津波の発生状況

発生年月日	地震名称 (被害地域)	M	主な被害	津波被害
869. 7. 13 (貞観11)	(三陸沿岸)	8. 3	(家屋倒壊, 圧死者多く, 津波により多賀城下で溺死者1,000。)	有
1611. 12. 2 (慶長16)	(三陸沿岸及び 北海道東岸)	8. 1	(津波があり, 伊達領で溺死者1,783, 南部, 津軽で人馬の死3,000以上。)	有
1646. 6. 9 (正保3)	(陸前・岩代・下野)	6. 5～ 6. 7	仙台城・白石城で被害。	
1793. 2. 17 (寛政5)	(陸前・陸中・磐城)	8. 2程度	仙台藩で死者12, 家屋破壊1,060以上。	
1835. 7. 20 (天保6)	(仙台)	7. 3程度	仙台城石垣破損。	
1896. 6. 15 (明治29)	明治三陸地震	8 1/2	津波による被害。死者3,452, 負傷者1,241, 家屋倒壊854, 同流失3,121	有
1897. 2. 20 (明治30)	(1897年宮城県沖地震)	7. 8	仙台市煙突倒壊, 石垣破損 建物全壊1,	
1900. 5. 12 (明治33)	(宮城県北部)	7	遠田郡で被害最大。死者13, 負傷者4, 家屋全壊44。	
1933. 3. 3 (昭和8)	三陸地震	8. 1	津波による被害。死者・行方不明者308, 負傷者145, 家屋倒壊528, 同流失950。	有
1936. 11. 3 (昭和11)	(1936年宮城県沖地震)	7. 7	負傷者4, 建物全壊3, 建物半壊4。	
1960. 5. 23 (昭和35)	チリ地震津波		津波による被害。死者・行方不明者54, 負傷者641, 建物全壊977, 建物流失434。	有
1962. 4. 30 (昭和37)	宮城県北部地震	6. 5	田尻町, 南方村を中心に被害。死者3, 負傷者272, 住家全壊340。	
1978. 6. 12 (昭和53)	1978年宮城県沖地震	7. 4	死者27, 負傷者1,273, 住宅全壊1,180。	
2003. 5. 26 (平成15)	三陸南地震	7	広い範囲で震度6強を観測。負傷者64, 住家半壊11, 一部破損1,033。	
2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部連続地震	最大6. 4	震度6弱以上を1日で3度観測。負傷者675, 住家全壊1,276, 半壊3,809。	
2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖の地震	7. 2	震度6弱を川崎町で観測。負傷者79, 住家一部破損383。	
2008. 6. 14 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	7. 2	震度6強を栗原市で観測。死者10人, 行方不明者8人, 負傷者365人, 住家全壊28, 半壊141, 一部破損1,616  (平成21年2月24日現在)	

※宮城県に被害をもたらした主な地震・津波をまとめたもの。

※主な被害は県内の被害。県内の被害特定できない場合( )内に全体の被害を記述。

### 資料3 国（地震調査委員会）の長期評価の概要

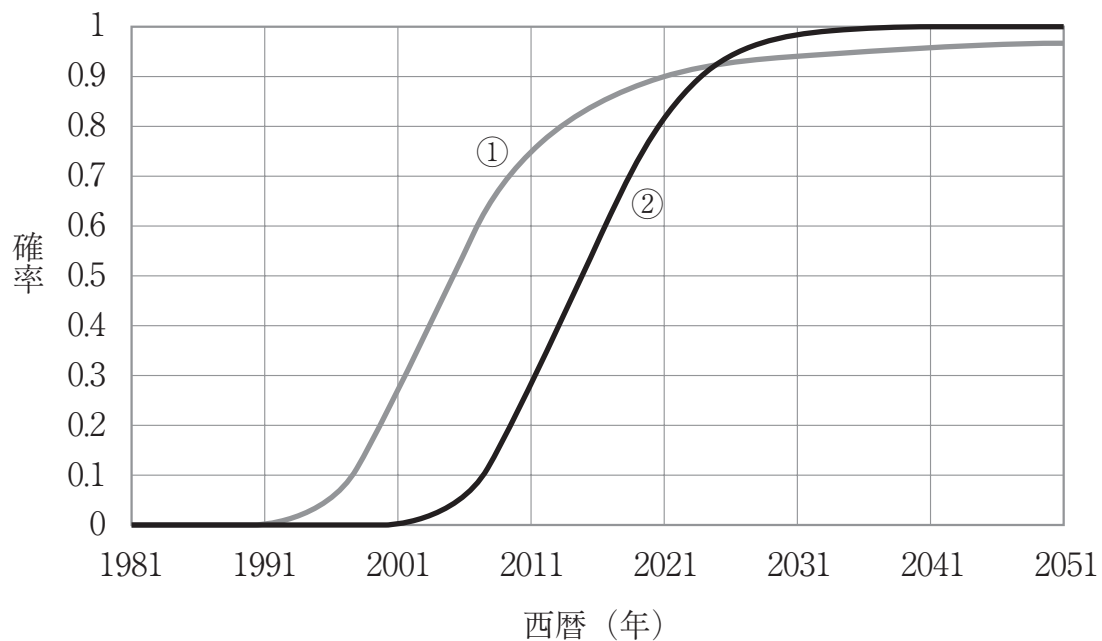
評価区分	公表期日	震源地域 及び地震名	想定される 地震規模	発生確率	これまでの発生 状況	備考
宮城県沖地震の長期評価	平成15年11月12日  ※平成21年1月9日発生確率修正	宮城県沖 (単独)	M 7.5前後	2018年末まで70%程度  2028年末まで90%程度以上	(宮城県沖地震であると評価した地震) 1793年 M8.2程度(連動) 1835年 M7.3程度(単独) 1861年 M7.4程度(単独)	2～5mの津波があった(岩手県～宮城県の沿岸)津波(現象)あり  〃  〃  〃  〃
		宮城県沖 + 日本海溝寄り (連動)	M 8.0前後	2028年末まで99%  ※単独で発生する確率	1897年 M7.4(単独) 1936年 M7.4(単独) 1978年 M7.4(単独)	
三陸沖・房総沖の地震活動の長期評価	平成14年7月31日  ※平成21年1月9日発生確率修正	三陸沖南部海溝寄り地震	M 7.7前後(単独)  ※宮城県沖地震と連動	10年以内 30～40% 20年以内 60～70% 30年以内 80～90% 50年以内 90～98%	1897年 M7.7(単独) 1793年 M8.2(連動)	(津波あり 2～5m)
長町・利府線断層帯評価	平成14年2月13日	(断層の位置) 利府町から村田町にかけて、北東－南西方向に延びている	M 7.0～7.5	30年以内 1%以下 50年以内 2%以下 100年以内 3%以下	最新活動時期 約1万6千年前以後	

## 資料4 宮城県沖地震の長期評価

- ★地震発生確率 (2009年1月1日から)
- 10年以内の発生確率 (2018年：平成30年末) ➡ 70%
  - 20年以内の発生確率 (2018年：平成40年末) ➡ 90%
  - 30年以内の発生確率 (2038年：平成50年末) ➡ 90%

- ★最新活動からの経過時間
- 最新活動 1978年 (昭和53年) 6月12日
  - 現時点 2009年 (平成21年) 3月1日
  - 経過時間 30.7年 ・ ・ ・ B

- ★過去に発生した地震の活動間隔
- |          | A     |   | 経過率B/A |
|----------|-------|---|--------|
| ● 最短活動間隔 | 26.3年 | ➡ | 116.7% |
| ● 平均活動間隔 | 37.1年 | ➡ | 82.7%  |
| ● 最長活動間隔 | 42.4年 | ➡ | 72.4%  |



- ①10年後までに宮城県沖地震が発生する確率の時間推移  
 ②宮城県沖地震の集積確率の時間的推移

## 資料5 震災対策推進条例（宮城県条例第六十二号）

### 目 次

前文

第一章 総則（第一条－第十一条）

第二章 予防対策（第十二条－第二十七条）

第三章 応急対策（第二十八条－第三十九条）

第四章 復興対策（第四十条・第四十一条）

第五章 雑則（第四十二条）

附則

宮城県では、昭和五十三年六月十二日に発生した宮城県沖地震により、二十七名の尊い生命が失われる等大きな被害が発生した。また、宮城県沖地震をはじめとする海溝型の大規模な地震によるほか、内陸型の大規模な地震により、大きな被害が発生している。

一方、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づき、県内全域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定される等具体的な震災対策の必要性が高まっている。

地震の発生を防ぐことはできないが、震災の発生に備えることにより、震災による被害を軽減し、速やかな震災からの復興を図ることは十分に可能である。

ここに、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

（目 的）

第一条 この条例は、震災対策について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、震災対策に関する基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定 義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 震災 地震による災害をいう。

二 震災対策 震災に関する予防対策、応急対策及び復興対策をいう。

（県の責務）

第三条 県は、県民の生命、身体及び財産を震災から保護し、及び県民の安全を確保しなければならない。

2 県は、震災が発生した後の県民生活の再建及び安定を図る等震災からの復興に最大限の努力をしなければならない。

3 県は、前二項の責務を果たすため、県が行う震災対策に関する事業（以下「震災対策事

業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

(県民及び事業者に対する協力要請)

第四条 県は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、県民及び事業者に対して協力を求めるものとする。

(県民等の活動等に対する支援)

第五条 県は、県民及び事業者が行う自主的な震災対策に関する活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う震災対策に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第六条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び防災関係機関(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第五号の指定公共機関及び震災対策上重要な施設を設置し、又は管理する法人をいう。以下同じ。)(以下「国等」という。)の協力が必要であると認めるときは、当該国等に対して協力を要請しなければならない。

(震災対策に取り組むための体制の整備)

第七条 知事は、第一条の目的を実現するため、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策に取り組むための体制の整備に努めなければならない。

(宮城県防災指導員の養成)

第八条 知事は、県、県民、事業者及び市町村が一体となった震災対策を推進するため、地域及び事業所における震災対策に関する活動の中心的な役割を担う者(以下「宮城県防災指導員」という。)の養成に努めなければならない。

2 知事は、宮城県防災指導員を養成するため、必要な講習会の開催に努めなければならない。

(県民の責務)

第九条 県民は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、県、市町村及び大学その他の研究機関が開催する震災による被害の予防等に関する講習会に積極的に参加する等震災に関する知識を深めるよう努めなければならない。

2 県民は、その居住する地域における震災による被害の最小化を図るため、震災による被害の発生が見込まれる場所をあらかじめ確認する等当該地域の状況に常に注意を払うよう努めなければならない。

3 県民は、地震が発生した場合には、自己の安全を自ら確保するとともに、相互に協力して、その居住する地域の住民の生命、身体及び財産を震災から保護するよう努めなければならない。

4 県民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災による被害が発生した場合には、相互に協力して、自らの生活の再建及びその居住する地域の復興に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十条 事業者は、その事業活動を通じて社会に貢献することにかんがみ、地震が発生した場合においても、その事業活動を継続するための対策を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業所の所在する地域における震災による被害の最小化を図るため、当該地域の住民と協力して震災対策に関する活動を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、その使用する従業員が震災に関する知識を深めることができるよう配慮するよう努めなければならない。

4 事業者は、その使用する従業員を第八条第二項の講習会に参加させる等震災による被害の最小化を図るための体制の整備に努めなければならない。

(市町村との連携)

第十一条 県は、その地域に居住する住民の生命、身体及び財産を震災から保護する責務を有する市町村と連携を図りながら協力して、震災対策事業に取り組むよう努めなければならない。

## 第二章 予防対策

(震災の発生状況等に関する調査等)

第十二条 県は、大学その他の研究機関等と連携し、震災の発生状況及び発生原因、震災による被害の見込みその他震災に関する事項について科学的な調査を行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の調査の結果を、震災対策事業計画に反映させるとともに、公表しなければならない。

3 県は、前項の規定による公表のほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を公表しなければならない。

(耐震化に関する事業に対する助成)

第十三条 県は、地震による建築物の倒壊等を防止するため、市町村が行う建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。)に関する事業に対し、必要な助成を行うよう努めなければならない。

(施設等の地震に対する安全性の向上)

第十四条 県は、その管理する道路、橋梁、ダム、公園、港湾その他の施設及びこれらに附属する設備の地震に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

(地震情報の収集及び周知のための措置)

第十五条 県は、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)に基づく地震動の予報及び警報に関する情報を速やかに収集し、周知するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(電気事業等に係る施設の地震に対する安全性の向上)

第十六条 電気、ガス、水道、通信その他震災対策事業を実施する上で重要な事業を営む者



は、当該事業に係る施設の地震に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。  
(地震による火災の発生等の防止)

第十七条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、地震による火災の発生及びその拡大を防止するために必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。  
(震災対策に関する啓発活動等)

第十八条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、震災対策に関する啓発活動を積極的に実施し、県民の震災対策に関する意識の高揚に努めるとともに、災害対策基本法第五条第二項の自主防災組織（以下単に「自主防災組織」という。）及び事業者等（事業者及び震災対策に関する連絡調整を行うための団体をいう。以下同じ。）を対象とした講習会等を開催するよう努めなければならない。  
(学校における震災対策に関する教育)

第十九条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校における震災対策に関する教育の充実強化を図られるよう努めなければならない。  
(自主防災組織に関する支援)

第二十条 知事は、市町村長が行う自主防災組織の育成に関する事業に対し、支援を行い、その育成を図られるよう努めなければならない。

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、自主防災組織が行う震災対策に関する活動に対し、支援を行うよう努めなければならない。  
(自主防災組織の活動)

第二十一条 自主防災組織は、震災が発生した場合における応急対策について実践的な知識、技能等を有する者のみならず、多くの地域住民の積極的な参加により、その組織の充実強化に常に努めなければならない。

2 自主防災組織は、常に震災による地域の被害の見込み等地域の現状を十分に把握するとともに、震災対策のために必要な資材又は機材を整備するよう努めなければならない。  
3 自主防災組織は、地震が発生した場合に地域住民が安全かつ迅速に避難するために必要な情報を記載した地図の作成に努めなければならない。  
4 自主防災組織は、その構成員を第八条第二項の講習会に参加させるよう努めなければならない。

(震災時支援団体の活動環境の整備等)

第二十二条 県は、震災が発生した場合に震災時支援団体（震災が発生した場合における震災に関する支援活動を目的とする法人その他の団体をいう。以下同じ。）が効果的な活動を行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

2 県は、震災時支援団体と連携を図りながら協力して、県民及び事業者に対し、震災対策に関するボランティア活動についての啓発活動を行うよう努めなければならない。  
(要援護者の援護体制の整備に対する協力等)

第二十三条 県は、市町村が行う要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって、震災が発生した場合における避難等について援護を要するものをいう。以下同

じ。)の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要援護者の援護体制の整備に協力するよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。

3 県は、前二項に定めるもののほか、市町村が行う要援護者を援護するための施策の支援を行うよう努めなければならない。

(防災訓練の実施)

第二十四条 県は、国等と連携を図りながら協力して、震災が発生した場合に適切に対応することを目的とした訓練（以下「防災訓練」という。）を定期的に行うよう努めなければならない。

(自主防災組織による訓練)

第二十五条 自主防災組織は、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練を実施するときは、震災に関する情報の収集及び伝達に関する訓練、地域住民の避難の誘導に関する訓練、地域住民の救助に関する訓練並びに地域住民の応急の救護に関する訓練（以下「情報伝達訓練等」という。）を行うよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、必要に応じて、情報伝達訓練等と併せて、地震に伴う津波による被害の最小化を図るための訓練を行うものとする。

(みやぎ県民防災の日)

第二十六条 県民、事業者及び自主防災組織の震災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による震災対策に関する活動の一層の充実を図るため、県民、事業者及び自主防災組織が震災が発生した場合における被害の軽減に向けた取組を積極的に実施するよう努める日（以下「みやぎ県民防災の日」という。）を設ける。

2 みやぎ県民防災の日は、六月十二日とする。

(県民等からの意見の反映)

第二十七条 県民、事業者、自主防災組織及び大学その他の研究機関は、県に対して、震災対策に関する意見を述べることができる。

2 県は、必要に応じて、前項の意見を震災対策事業に反映させるものとする。

### 第三章 応急対策

(応急体制の確立等)

第二十八条 県は、震災が発生した場合は、市町村と連携し、速やかに震災への応急対策を実施するための体制を確立し、震災に関する情報を迅速に収集するよう努めるとともに、的確な情報を県民に速やかに周知するよう努めなければならない。

2 知事は、前項の情報の収集及び周知に関し、必要に応じて、国等への協力を要請するものとする。

(備蓄拠点施設の確保等)

第二十九条 知事は、震災が発生した場合の救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下

「救援物資等」という。)を備蓄するための拠点となる施設を確保し、救援物資等を備蓄するよう努めるとともに、市町村の救援物資等の備蓄の状況について把握するよう努めなければならない。

2 知事は、事業者の協力を得て、前項の規定により備蓄する救援物資等のほか、震災対策に必要な物資並びに資材及び機材の確保に努めなければならない。

3 知事は、第一項の規定により備蓄した救援物資等並びに前項の規定により確保した震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送する手段を確保するため、他の地方公共団体との連携の強化を図るよう努めなければならない。

(救援物資等輸送車両の通行の確保)

第三十条 知事は、震災が発生した場合に備え、市町村と連携し、あらかじめ、救援物資等並びに震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送するための車両の道路における通行を確保するために必要な事業を行うよう努めなければならない。

(避難所の指定に関する市町村に対する助言)

第三十一条 知事は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う避難所の指定に関し、市町村への助言に努めなければならない。

(避難に関する市町村に対する支援)

第三十二条 県は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う県民の円滑な避難行動を可能とするための対策に関し、市町村への支援に努めなければならない。

2 県は、避難所の迅速な開設及び円滑な運営のために市町村が行う計画の策定及びその実施に関し、市町村への支援に努めなければならない。

(救助活動の拠点となる土地の確保)

第三十三条 知事は、震災による被害を受けた者の救助を円滑に行うため、市町村と連携し、救助活動の拠点となる土地の確保に努めなければならない。

(ボランティアの受入体制の整備等)

第三十四条 知事は、震災が発生した場合にボランティアが震災対策に関する活動を円滑に実施できるようにするため、ボランティアを受け入れるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災対策に関する活動を実施するボランティアの受入れについて調整を行う団体からの求めがあったときは、必要に応じて、職員を当該調整のための業務に従事させ、震災に関する情報を提供する等必要な支援を行うものとする。

(ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成支援等)

第三十五条 知事は、震災時支援団体が行う震災対策に関する活動に係るボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成に対する支援及び震災時救援専門ボランティア(震災が発生した場合における円滑な応急対策に必要な専門的な知識、経験、資格等を有するボランティアをいう。)の活用に努めなければならない。

(ボランティアの活動)

第三十六条 震災対策に関する活動を行うボランティアは、震災対策に関する活動が効果的に行われるよう、県、市町村及び震災時支援団体と連携して活動を行うよう努めなければならない。

ならない。

(医療活動拠点病院の確保等)

第三十七条 知事は、震災が発生した場合に震災に関する医療活動を実施するための拠点となる病院を確保するとともに、市町村及び震災が発生した場合に必要な医療に関する法人その他の団体（以下「震災医療関係法人等」という。）と震災が発生した場合における医療活動及び救護活動に関する協定を締結する等必要な医療が提供されるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災が発生した場合に迅速かつ円滑に医療活動及び救護活動が行われるよう、医療機関に対して震災に関する情報を伝達するための手段の確保に努めなければならない。

3 知事は、震災が発生した場合において、傷病者の発生の状況及び震災が発生した地域の医療機関の震災による被害の状況について情報の収集を行うとともに、震災医療関係法人等と連絡調整を図り、医療活動及び救護活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

(帰宅困難者の事前準備)

第三十八条 震災が発生した場合に徒歩により容易に帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）は、震災が発生した場合に備え、あらかじめ、安全に徒歩で帰宅するための経路の確認、家族と連絡するための手段の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第三十九条 知事は、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保するため、あらかじめ、市町村と連携を図りながら協力して、必要な対策を行うよう努めなければならない。

#### 第四章 復興対策

(震災復興体制の整備等)

第四十条 県は、震災による重大な被害が発生した場合は、速やかな震災からの復興を図るための体制を整備するとともに、必要に応じて、震災からの復興を図るための計画を策定するものとする。

(地域復興活動に対する支援)

第四十一条 県は、県民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び県その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を図るために行う活動に対して、必要に応じて、支援を行うものとする。

#### 第五章 雑則

(委 任)

第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

